

中央市公共施設等総合管理計画

【改訂版】

平成 28 年 10 月策定

令和 5 年 3 月改訂

中 央 市

目次

第1章	はじめに	1
1-1	計画の目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
(1)	市の将来像（長期総合計画との関係）	2
(2)	インフラ長寿命化計画（国）との関係	4
1-3	計画の改訂および計画期間	5
1-4	計画の対象施設	6
第2章	市の概況	7
2-1	市の概況	7
2-2	将来の人口推計	7
(1)	人口概要	7
(2)	年齢区分別予測	8
2-3	財政状況の推移	10
(1)	歳入の推移	10
(2)	歳出の推移	11
(3)	基金の推移	12
(4)	市債残高の推移	13
第3章	公共施設等の現況等	14
3-1	公共施設等の概要	14
(1)	公共施設等の分類	14
(2)	建物施設の状況	15
(3)	計画策定後の施設保有量比較	18
(4)	インフラ施設の状況	19
3-2	公共施設等の現状と課題	23
(1)	公共サービス	23
(2)	全庁的な管理体制	23
(3)	財源の確保	23
(4)	施設品質	23
(5)	施設供給量	24
3-3	過去に行った対策の実績	24

3-4	施設保有量の推移	27
(1)	建物施設 (図 14 参照)	27
(2)	インフラ施設	27
3-5	有形固定資産減価償却率の推移	29
3-6	施設管理に係る経費	30
(1)	現在要している維持管理経費	30
第4章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	32
4-1	対策費用	32
(1)	施設を耐用年数で経過時に単純更新した場合の見込み	32
(2)	長寿命化対策を反映した場合の見込み	34
(3)	対策の効果額	36
4-2	公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方	37
(1)	施設共通	37
(2)	建物施設	37
(3)	インフラ施設	38
4-3	数値目標の設定 (延べ面積、縮減・平準化に関する目標)	38
(1)	建物施設の数値目標	38
(2)	インフラ施設の数値目標	39
4-4	公共施設等の管理に関する基本方針	40
(1)	点検・診断等の実施方針	40
(2)	維持管理・更新等の実施方針	40
(3)	安全確保の実施方針	40
(4)	耐震化の実施方針	41
(5)	長寿命化の実施方針	41
(6)	ユニバーサルデザインの実施方針	41
(7)	脱炭素化の推進方針	42
(8)	公共施設等の措置方針	42
(9)	未利用資産等の活用や処分に関する方針	44
(10)	広域連携、国管理施設との連携についての考え方	44
第5章	施設類型ごとの管理に関する基本方針	45
5-1	建物施設の基本方針	45
(1)	市民文化系施設	45
(2)	社会教育系施設	46

(3) スポーツ・レクリエーション系施設	47
(4) 産業系施設	49
(5) 学校教育系施設	50
(6) 子育て支援施設	52
(7) 保健・福祉系施設	55
(8) 行政系施設	57
(9) 公営住宅	61
(10) その他	62
(11) 休止・廃止施設	63
5-2 インフラ施設の基本方針	65
(1) 道路・橋りょう	65
(2) 上水道・簡易水道	66
(3) 下水道（農業集落排水含む）	69
(4) 公園	71
第6章 公共施設等総合管理計画の実施方針	73
6-1 全庁的な取組体制構築及び情報管理方針	73
(1) 全庁的な取組体制構築	73
(2) 情報管理方針	73
(3) 職員意識改革	74
(4) 人材育成と確保	74
6-2 フォローアップの実施方針	74
6-3 市民参加のまちづくり	75
6-4 PPP/PFI の活用	75
(1) 財政負担軽減と市民サービス向上	75
(2) 官民間の対話・提案	75
6-5 地方公会計との連携	75
6-6 各種計画との連携	76
資料編	
1 長寿命化対策単価表	77
2 各施設利用状況	78

※記載数量について

本計画で取り扱う数値は四捨五入の端数処理をしているため、表記される合計は一致しない場合があります。

第1章 はじめに

1-1 計画の目的

中央市（以下「本市」という。）では、市民サービス向上に資するため公共施設等の整備を進めてきましたが、その多くが完成後30年以上を経過し、老朽化の進行とその対策が課題となっています。

今後、公共施設等の大規模改修や建替えなどが集中することにより、多額の更新費用が必要となります。さらに、少子高齢化による生産年齢人口の減少から税収の落ち込みと社会保障費の増加が見込まれており、厳しい財政状況が予想されます。

本市では国の要請により、これまでに公共施設等に関する計画は、平成28(2016)年度に「中央市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し、個別施設計画として平成30(2018)年度に「中央市立小中学校施設長寿命化計画」、令和3(2021)年度に「中央市公営住宅等長寿命化計画」及び「中央市公共施設等第1期個別施設計画」の改訂を行いました。

今回は更なる国の要請により、個別施設計画を踏まえた総合管理計画の見直しに取り組むこととされ、本市においても総合管理計画の策定から6年を経過したため見直しを行うものです。

1-2 計画の位置づけ

(1)市の将来像（長期総合計画との関係）

将来像「実り豊かな生活文化都市」

さまざまな問題に直面する本市において、全ての市民が豊かで快適な生活を送ることができる「実り豊かな生活文化都市」を本市の将来像として掲げています。

この将来像を目指すため、本市の最上位計画として「中央市長期総合計画」を策定し、その中で5つの「まちづくり」を基本政策に掲げ、このまちに住むすべての人が豊かで実りある生活ができるまちづくりを目指しています。

基本政策

1. 賑わいと交流の生まれるまちづくり
2. 安心して健やかに暮らせるまちづくり
3. 誇りと愛着の持てるまちづくり
4. 安全で快適な住みやすいまちづくり
5. 市民参加による協働のまちづくり

「第2次中央市長期総合計画」は、まちづくりの基本的な方向性を示す「基本構想」、施策を体系的に示した「基本計画」、具体的な事業を実施する「実施計画」により構成します。

図1 第2次中央市長期総合計画の構成

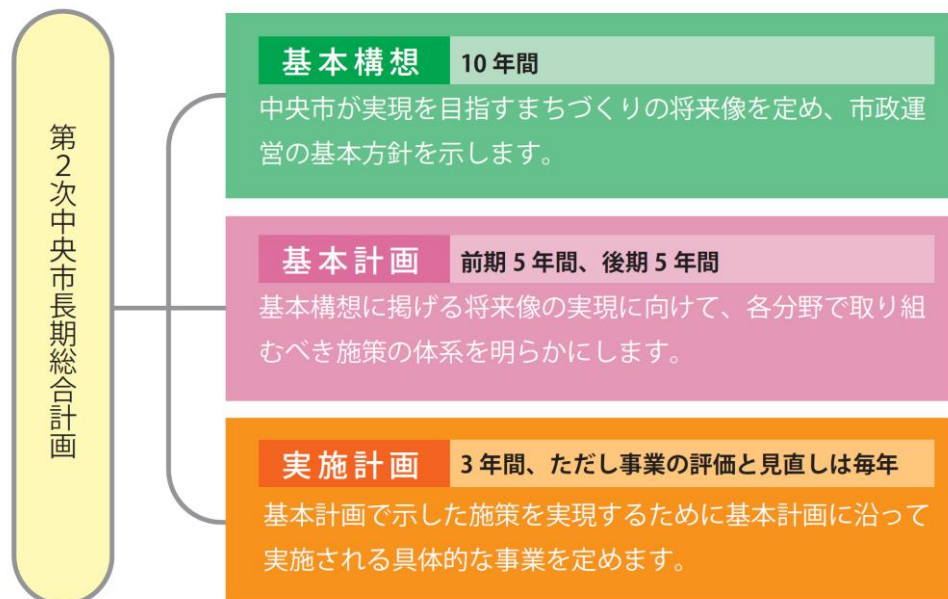


図2 第2次中央市長期総合計画（後期基本計画）の施策の体系図



総合管理計画は、長期総合計画の「基本政策5 市民参加による協働のまちづくり」 「基本施策（3）持続可能で効率的・効果的な行財政運営」に位置づけられる計画となります。

※出典：第2次中央市長期総合計画 後期基本計画(令和5年3月)

(2) インフラ長寿命化計画（国）との関係

改訂する総合管理計画（以下「改訂総合管理計画」という）は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）に基づき、本市が公共施設等の維持管理及び更新等を推進するため、マネジメント計画等を反映させた、公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針として位置づけます。

図3 計画の位置づけ

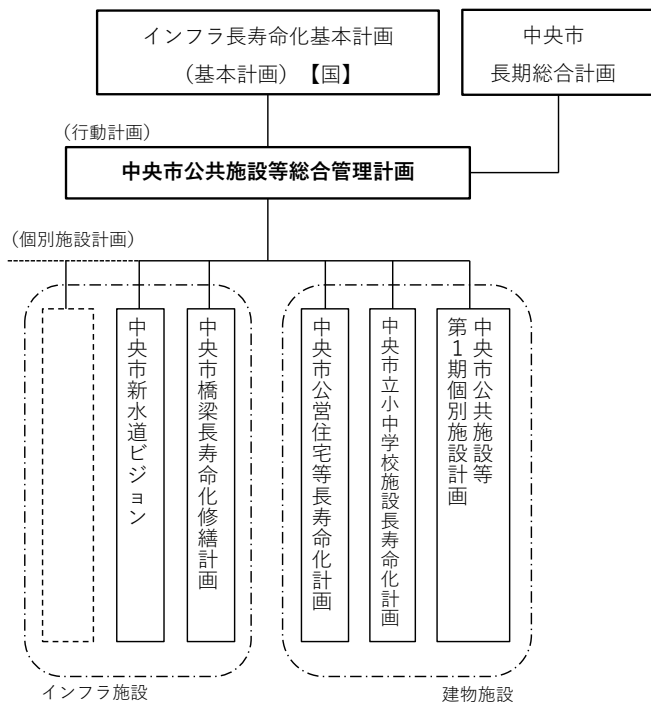
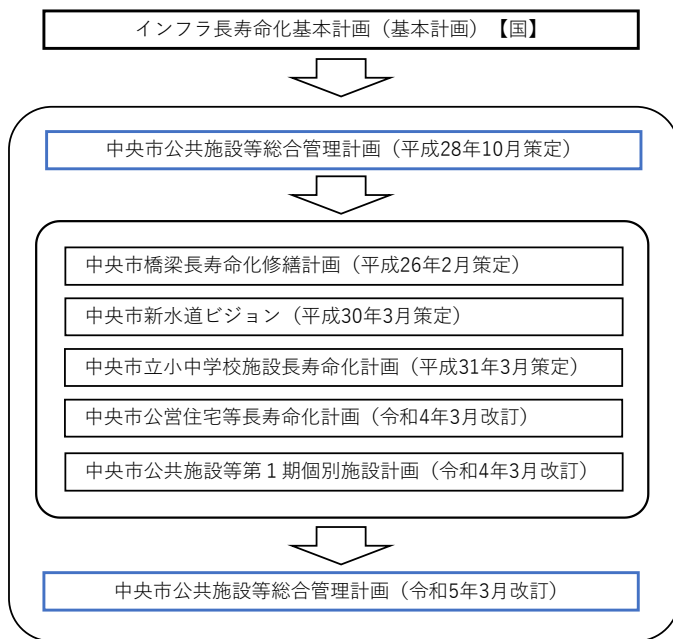


図4 改訂までの流れ

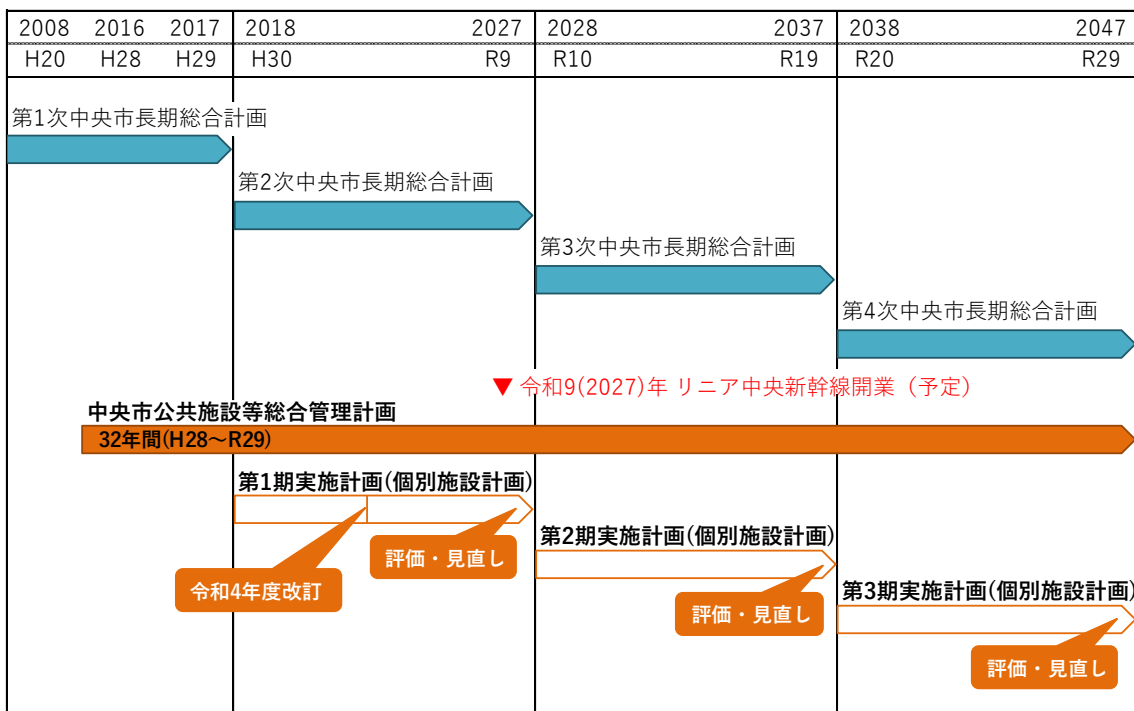


1-3 計画の改訂および計画期間

改訂総合管理計画は、平成 28(2016)年度の策定から令和 3(2021)年度で 5 年が経過したため、国の要請も踏まえて令和 4(2022)年度改訂とします。

計画期間は、平成 28(2016)年度から令和 29 年(2047)年度までの 32 年間とします。なお、計画期間の進捗状況を的確に把握する必要性と、上位計画である「中央市長期総合計画」との整合性を図るうえで、全体の計画期間を 3 期に区分し、期末ごとに評価して見直します。また、今後の社会情勢や財政事情の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

図5 計画期間の位置づけ

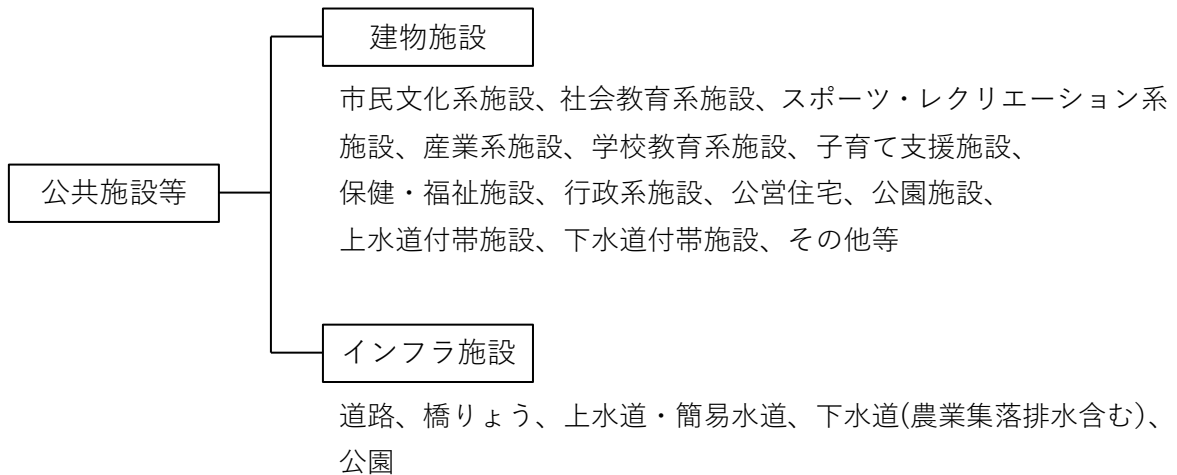


1-4 計画の対象施設

改訂総合管理計画で取り扱う公共施設等は、本市が管理・所有する庁舎や学校などの建物施設と、道路や橋りょうなどのインフラ施設を含めて計画するものです。

なお、本市が構成団体として事業展開する、三郡衛生組合、甲府地区広域行政事務組合、中巨摩地区広域事務組合、東八代広域行政事務組合等の保有する公共施設等は、改訂総合管理計画の対象外とします。

図6 対象施設

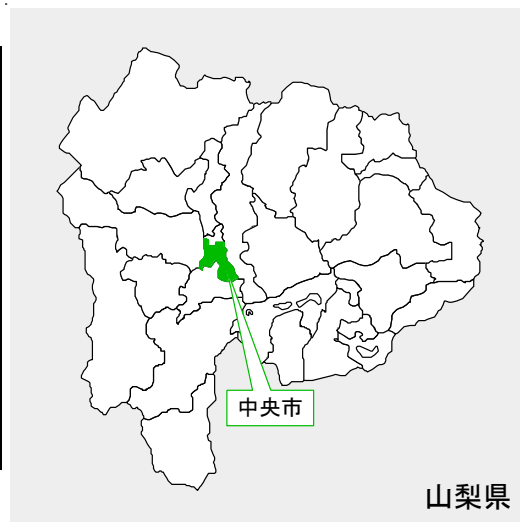


第2章 市の概況

2-1 市の概況

表1 人口等の状況

人口	30,632 人 ※1
面積	31.69 km ² ※2
人口密度	967 人/km ²
交通	主要 県道 3 号甲府市川三郷線 道路 県道 12 号韭崎南アルプス中央線 県道 29 号甲府中央右左口線 新山梨環状道路 鉄道 J R 身延線



2-2 将来の人口推計

(1) 人口概要

合併前の田富町、玉穂町、豊富村を合計した人口は、昭和 45(1970)年では 11,747 人でしたが、平成 17(2005)年では最大 31,650 人まで増加しました。その後、横ばいから減少傾向で推移し、令和 2(2020)年では 31,216 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、今後人口減少に対する施策を講じない場合に想定される総人口は、令和 22(2040)年には 26,274 人、令和 42(2060)年には 19,499 人にまで減少する見通しとなっています。

長期にわたって活力あるまちを持続していくためには人口減少を最小限にとどめることが最重要課題となるため、中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和 2 年 3 月) (以下「市人口ビジョン」という。)においては、本市の特性や優位性を最大限に活かした施策に長期的に取り組むことにより、本市の人口の将来展望を令和 22(2040)年では 29,492 人、令和 42(2060)年では 27,050 人と推計しています。

令和 2(2020)年から令和 42(2060)年で約 4,200 人減少 (約 13%減少) したのとなっています。

※1 令和 4 年 3 月末日現在(外国人登録者を含む)

※2 出典：政府統計ポータルサイト「e-Stat」

(2) 年齢区分別予測

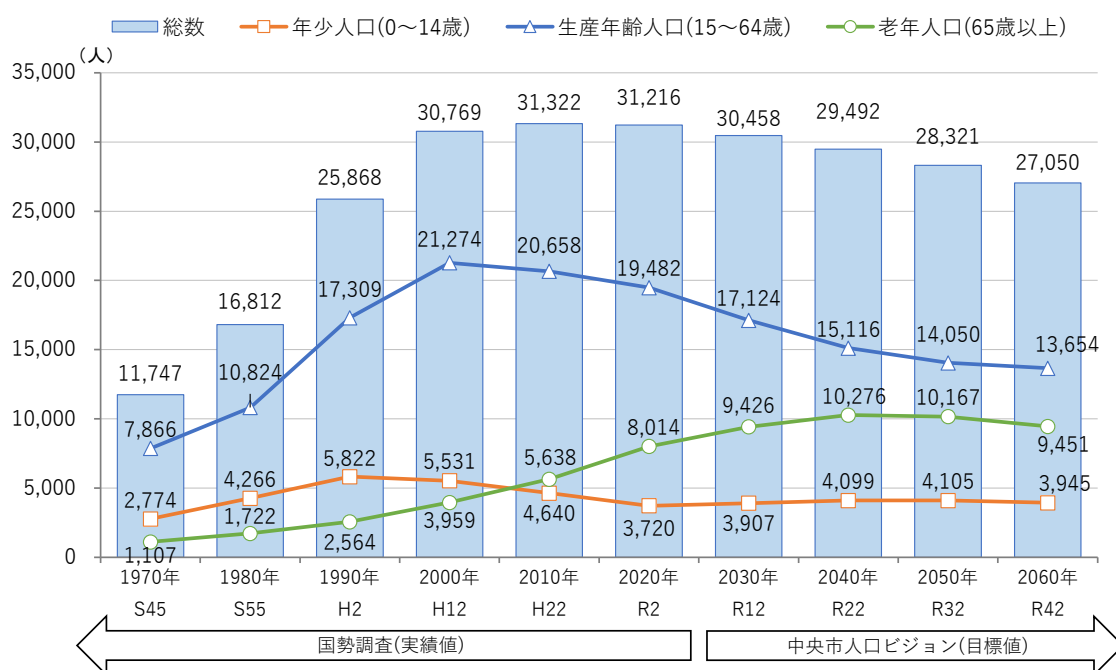
本市人口ビジョンにおいては、年少人口（0～14歳）とその割合は、令和2(2020)年の3,720人（11.9%）から令和42(2060)年には3,945人（14.6%）に増加すると見込まれています。

生産年齢人口（15～64歳）とその割合は、令和2(2020)年の19,482人（62.4%）から令和42(2060)年には13,654人（50.5%）に減少すると見込まれています。

老年人口（65歳以上）とその割合は、令和2(2020)年の8,014人（25.7%）から令和42(2060)年には9,451人（34.9%）に増加すると見込まれています。

令和2(2020)年と比べ40年後の令和42(2060)年には、本市の人口は約13%減少すると見込まれ、生産年齢人口は約30%減少するのに対し、年少人口は約6%増加、老年人口は約18%増加し、人口の3人のうち1人は高齢者となる「まち」に移り変わると予想されます。

図7 3区分別人口の推移

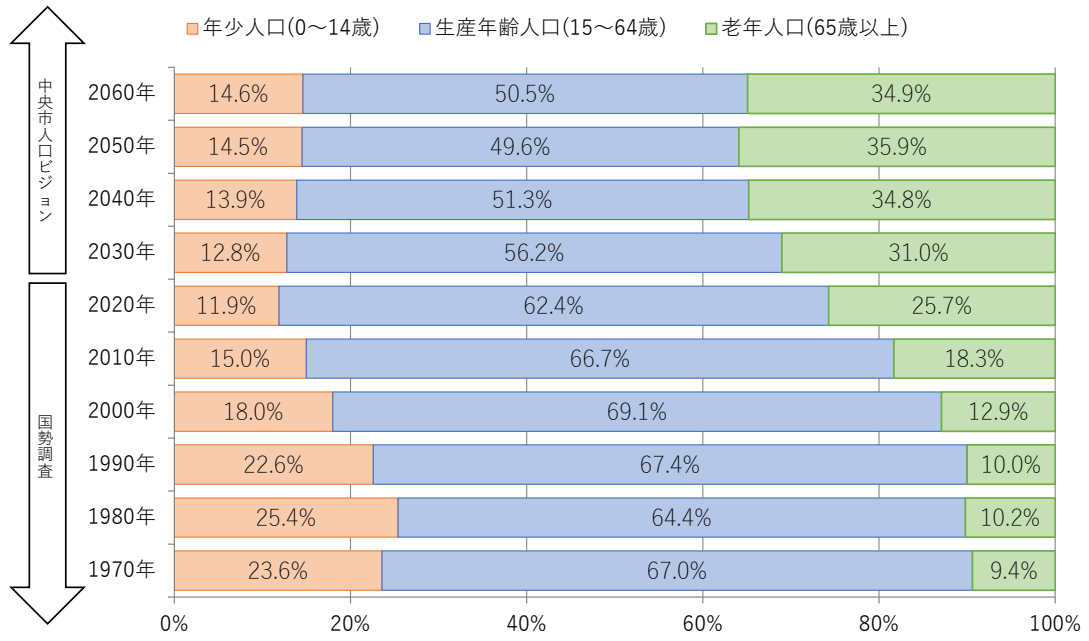


※ 平成22(2010)年までの国勢調査の総人口には年齢不詳者を含みます。令和2(2020)年国勢調査では、集計にあたり集計結果(原数値)に含まれる「不詳」を按分等によって「不詳補完値」を算出し、年齢3区分を補完しています。

※ 令和12(2030)年以降の人口目標では、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

出典：山梨県統計データバンク、中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和2年3月)

図8 3区分別人口割合の推移



2-3 財政状況の推移

(1) 歳入の推移

本市の歳入は平成 23(2011)年度から平成 29(2017)年度まで減少と増加を繰り返しながら平均 130 億円程度で推移し、平成 30(2018)年度に増加、令和元(2019)年度に一旦減少しましたが、令和 2(2020)年度に再び増加しています。

自主財源^{※3}である市税は令和 3(2021)年度の 47 億 7 千 5 百万円が最大で、平成 23(2011)年度と比べ令和 3(2021)年度は微増となっています。今後は、生産年齢人口の減少や老年人口の増加などにより、大幅な税収の増加は期待できない状況です。

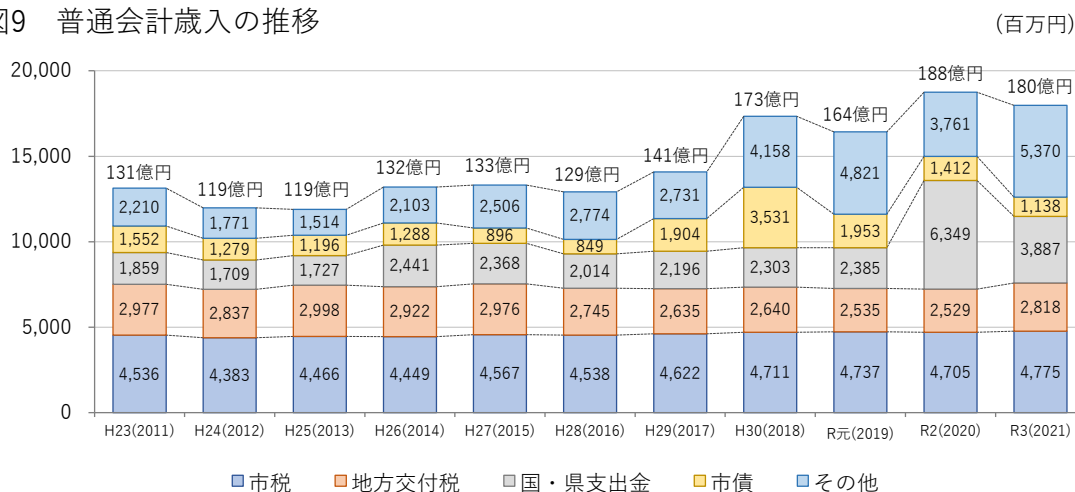
依存財源^{※4}である地方交付税、市債、国・県支出金の合計は、平成 23(2011)年度では 63 億 8 千 8 百万円でしたが令和 2(2020)年度では 102 億 9 千万円となり約 60%増加しています。

平成 29(2017)年度以降の市債の増加要因は、市庁舎建設事業や給食センター建設事業、リニア中央新幹線建設事業に伴う公共施設移転事業等によるものです。

平成 30(2018)年度から「その他」が増加した要因は、リニア中央新幹線事業に伴う補償金やふるさと納税制度による寄附金等増加によるものです。

令和 2(2020)年度の国・県支出金の増加要因は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う社会的要請による、一時的な収入増加によるものです。

図9 普通会計歳入の推移



※3 自主財源：地方公共団体が自主的に収入できる財源。

〈市税、使用料、手数料、財産収入など〉

※4 依存財源：国や県などから交付される財源。

〈地方交付税、地方譲与税、国・県支出金など〉

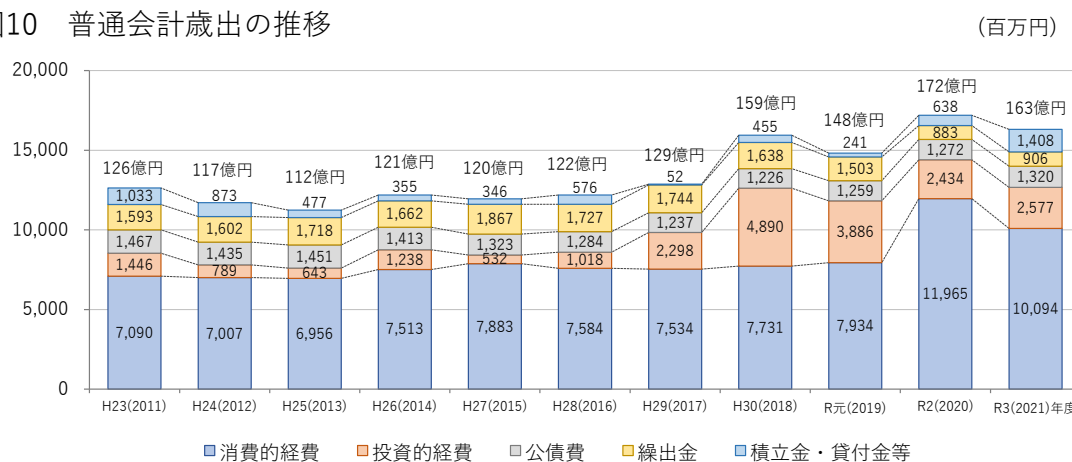
(2) 歳出の推移

本市の歳出は平成 23(2011)年度から平成 29(2017)年度まで減少と増加を繰り返しながら平均 120 億円程度で推移し、平成 30(2018)年度に増加、令和元(2019)年度に一旦減少しましたが、令和 2(2020)年度に再び増加しています。

消費的経費^{※5}は、平成 23(2011)年度から令和元(2019)年度まで、平均 75 億円程度で推移していましたが、令和 2(2020)年度は 119 億 6 千 4 百万円となり、約 60% 増加しています。

投資的経費は、平成 29(2017)年度から増加していますが、要因は市庁舎建設事業や給食センター建設事業、リニア中央新幹線建設事業に伴う公共施設移転事業等によるものです。

図10 普通会計歳出の推移

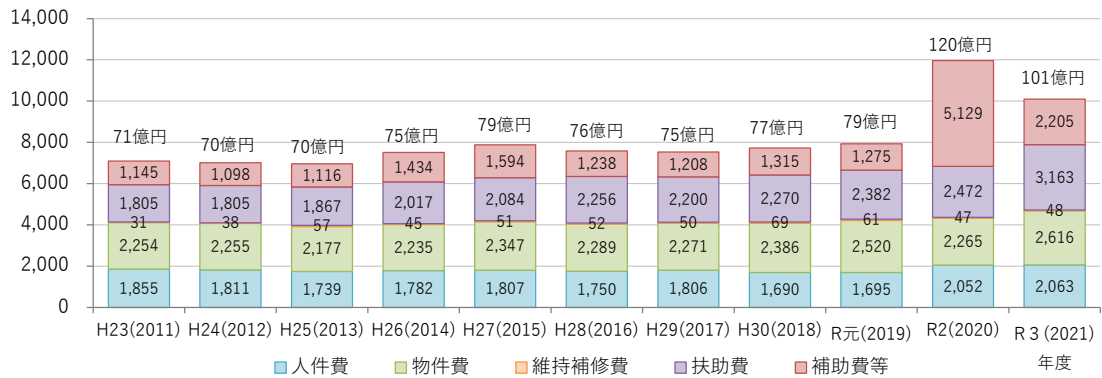


消費的経費の内訳を見ると、人件費は平成 25(2013)年度から、令和元(2019)年度までは横ばいで推移し、令和 2(2020)年度には 20 億 5 千 2 百万円に増加しました。物件費、維持補修費、扶助費は、平成 23(2011)年度から令和 2(2020)年度まで微増で推移しています。一方、補助費等は、平成 23(2011)年度の 11 億 4 千 5 百万円に比べ、令和 2(2020)年度は 51 億 2 千 9 百万円と約 4.5 倍に増加しています。令和 2(2020)年度の消費的経費の増加要因は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う社会的要請により、補助費等の支出増加によるものです。

※5 消費的経費：支出の効果が単年度、または、極めて短期間で終わる経費。
 〈人件費、扶助費、物件費、維持修繕費、補助費など〉

図11 消費的経費の推移

(百万円)

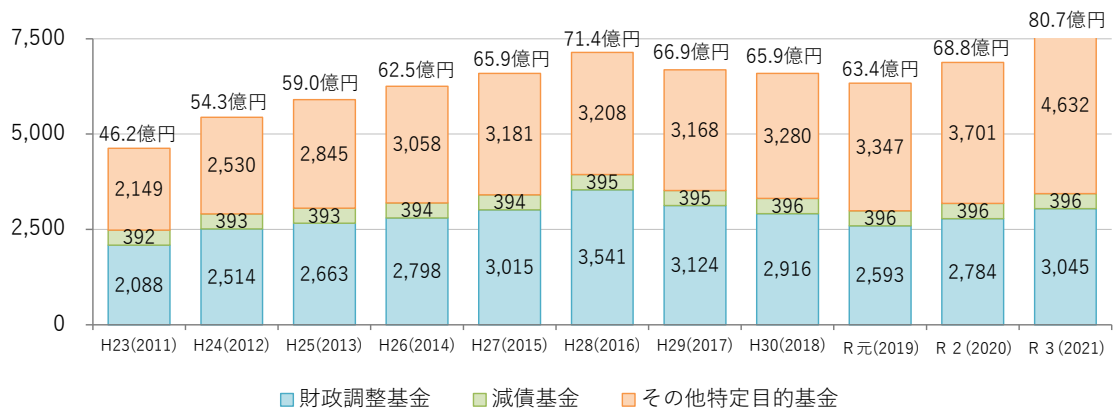


(3) 基金の推移

基金残高(財政調整基金^{※6}、減債基金^{※7}、その他特定目的基金^{※8})は、平成 28(2016)年度の 71 億 4 千万円をピークに令和元(2019)年度までは減少傾向で推移し、令和 2(2020)年度は 68 億 8 千万円と増加に転じています。今後は大幅な増加が期待できない状況のなか、扶助費の増加が見込まれ、基金の取り崩しを余儀なくされるなど厳しい状況が予想されます。

図12 基金の推移

(百万円)



※6 財政調整基金：決算余剰金が多いときは積み立てし不足時には取り崩すなど、財源を調整し計画的な財政運営を行うための基金

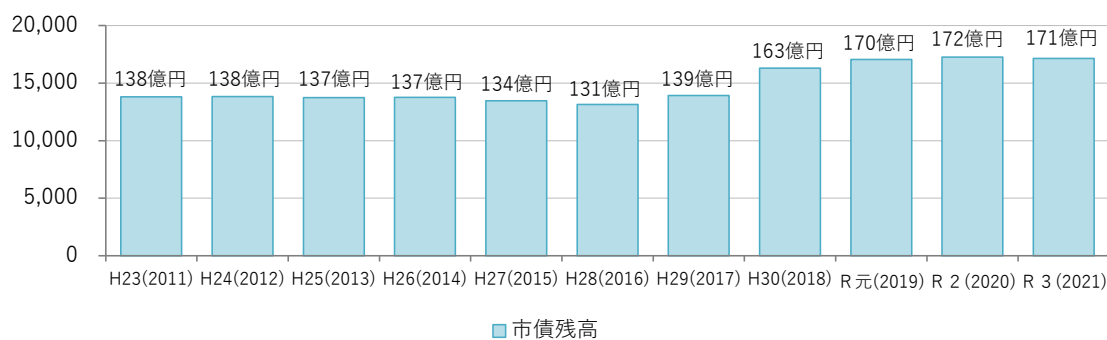
※7 減債基金：市債の償還を計画的に行うための基金。

※8 その他特定目的基金：大型公共施設の整備等、特定の目的を計画的に実施できるように積み立てた基金。

(4) 市債残高の推移

市債^{※9}残高は、平成 23(2011)年度から平成 29(2017)年度まで 130 億円台で推移し、平成 30(2018)年度から令和 2 (2020)年度は増加傾向となっています。これは、平成 29(2017)年度からの大型建設事業の財源として、市債を活用したためです。

図13 市債残高の推移 (百万円)



※9 市債：市が資金調達のために負担する債務であり、会計年度を超えて返済が行われるもの。

第3章 公共施設等の現況等

3-1 公共施設等の概要

本計画で対象とする公共施設等を施設類型ごとに分類しました。

(1) 公共施設等の分類

表2-1 建物施設

(令和2年度末)

大分類	延べ面積	割合	主な施設
市民文化系施設	5,149 m ²	4.3%	玉穂総合会館、田富総合会館 等
社会教育系施設	4,696 m ²	3.9%	玉穂生涯学習館、田富図書館、豊富郷土資料館 等
スポーツ・レクリエーション系施設	5,137 m ²	4.3%	シルク工芸館ふれあい館（シルクふれんどりい）、農業者トレーニング研修センター（アリーナ） 等
産業系施設	4,273 m ²	3.6%	道の駅とよとみ（交流促進センター・農産物直売所・農畜産物処理加工施設）、たから（農産物直売所）、揚排水機場 等
学校教育系施設	49,248 m ²	41.3%	小中学校、学校給食センター 等
子育て支援施設	7,848 m ²	6.6%	保育園、児童館
保健・福祉施設	4,070 m ²	3.4%	田富福祉公園コミュニティーセンター、豊富健康福祉センター、玉穂勤労健康管理センター 等
行政系施設	14,592 m ²	12.2%	市役所、支所、消防団施設、水防倉庫 等
公営住宅	12,872 m ²	10.8%	市営住宅
公園施設	606 m ²	0.5%	玉穂ふるさとふれあい広場管理棟、農村公園管理棟 等
その他	1,185 m ²	1.0%	東花輪駅前施設、旧資料館 等
休止・廃止施設	5,315 m ²	4.6%	田富市民体育館、旧豊富診療所
上水道付帯施設	1,322 m ²	1.1%	配水場、水源 等
下水道付帯施設	2,918 m ²	2.4%	排水処理施設 等
総計	119,231 m ²	100.0%	—

備考

- 1：田富市民プールは令和3年度に解体済みのため集計から除外しています。
- 2：田富市民体育館は令和3年度に解体済みですが、リニア中央新幹線事業により移転予定のため、解体前の面積を集計しています。
- 3：田富北小学校校舎は、リニア中央新幹線事業により移転工事を実施しているため、実施設計面積を集計しています。

表2-2 インフラ施設

(令和2年度末)

大分類	種別・延長・面積
道路	1級(幹線)市道・2級(幹線)市道 ・その他の市道・農道・林道 2,182,039 m ²
橋りょう	プレストレスト・コンクリート橋・鉄筋 コンクリート橋・鋼橋・石橋・その他 16,382 m ²
上水道・簡易水道	送水管・導水管・配水管 154,074 m
下水道(農業集落排水含む)	コンクリート管・塩ビ管・その他 182,749 m
公園	街区公園、緑地公園、近隣公園、 地域公園等 229,874 m ² * 整備中の総合防災公園を含む

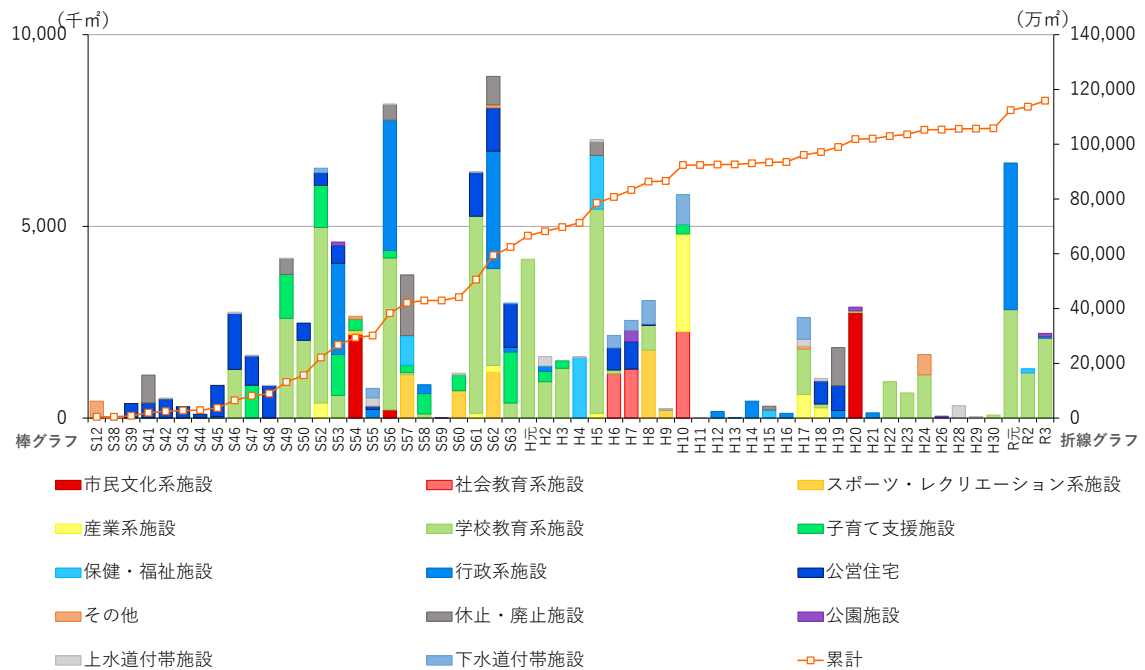
(2) 建物施設の状況

① 建設年別の整備状況

建設年別の整備状況を見ると、昭和46(1971)年頃から平成10(1998)年にかけて学校教育系施設等が多く整備され、1年あたり平均3千m²が整備されました。

その後、平成11(1999)年以降の整備量は鈍化傾向にありましたが、令和元(2019)年から中央市役所庁舎本館増築及び南館改修、リニア中央新幹線整備に伴う田富北小学校の移転改築事業、学校給食センターの新規整備などの事業が実施されており、田富北小学校校舎棟は令和5(2023)年に完成予定です。

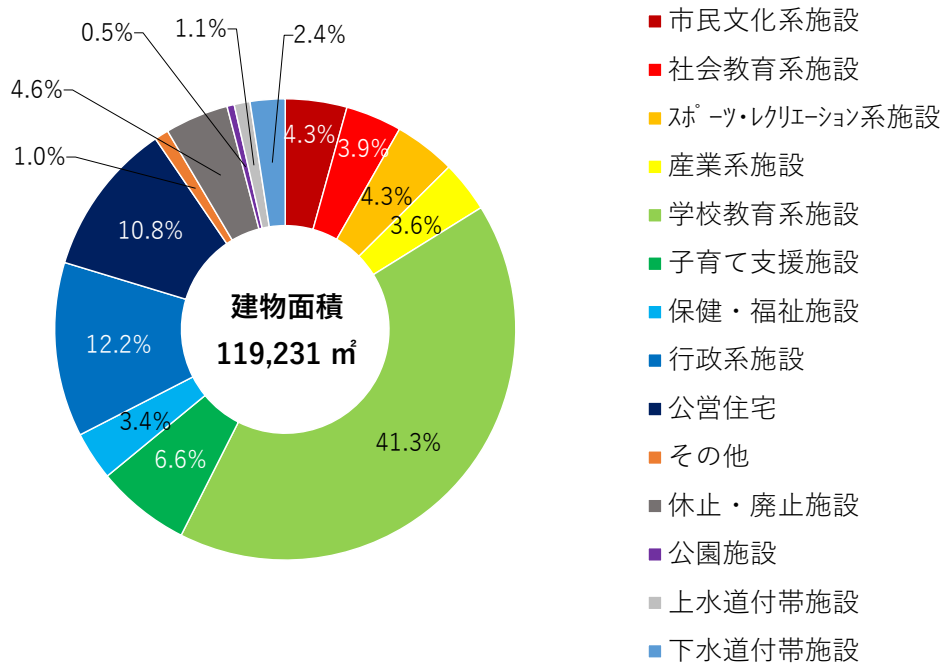
図14 建物年別の整備状況



② 用途分類別の延べ面積の状況

本市が保有する施設の延べ面積を用途別に見ると、学校教育系施設の 49,248 m² (41.3%) が最も多く、次いで行政系施設、公営住宅の順となります。学校教育系施設と行政系施設を合わせると 63,840 m² (53.5%) となり、全体の半数以上を占めています。

図15 用途分類別の延べ面積の割合



③ 老朽化の状況

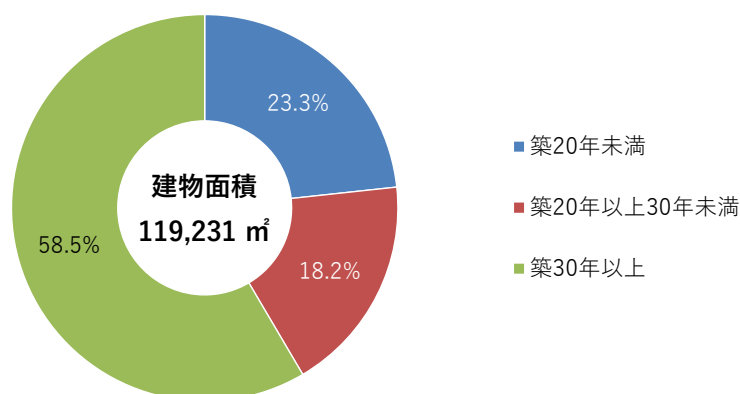
本市が保有する建物施設の延べ面積（約 11 万 9 千 m²）を築年別にみると、築 20 年以上の建物施設が 91,470 m² で全体の 76.7% を占めています。

その内訳は、築 20 年未満が 23.3%、築 20 年以上 30 年未満（老朽化対策検討が必要）が 18.2%、築 30 年以上（老朽化が進行している）が全体の 58.5% となっています。

表3 築年数の状況

築年別	面積 (m ²)
築20年未満	27,761
築20年以上30年未満	21,750
築30年以上	69,720
合計	119,231

図16 築年数の割合



④ 耐震化の状況

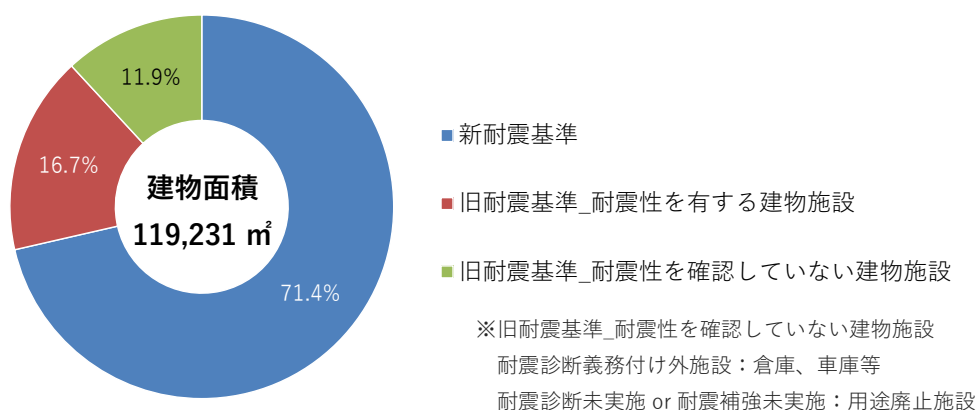
本市が保有する施設のうち、新耐震基準で建設された建物は 85,139 m² (71.4%)、旧耐震基準で建設された建物は 34,092 m² (28.6%) です。旧耐震基準のうち、耐震性を有する建物は 19,937 m²、耐震性を確認していない建物が 14,155 m²です。

なお、耐震性を確認していない建物施設には、倉庫や機械室などの人が常駐しない建物も含まれています。

表4 耐震化の状況

耐震性	面積 (m ²)
新耐震基準	85,139
旧耐震基準_耐震性を有する建物施設	19,937
旧耐震_耐震性を確認していない建物施設	14,155
合計	119,231

図17 耐震化の割合



(3) 計画策定後の施設保有量比較

平成 28 年度策定時（平成 26 年度末基準）の延べ面積は、114,825 m²でしたが、今回の改訂時（令和 2 年度末）の延べ面積は、119,231 m²と増加しています。

主な要因は、庁舎建設事業、給食センター建設事業、田富北小学校移転整備事業等を実施したためです。

表5 計画策定後の施設保有量の比較

H28 策定		R4 改訂		(単位：m ²)
大分類	延床面積 (A)	延床面積 (B)	増減 (B - A)	主な増減施設等
市民文化系施設	6,164	5,149	-1,015	施設減少（豊富中央公民館） 分類変更減（旧若宮第 2 公園管理棟）等
社会教育系施設	4,659	4,696	37	対象施設再整理による増（玉穂生涯学習館）
スポーツ・レクリエーション系施設	10,764	5,137	-5,627	分類変更減（田富市民体育館、豊富農村広場管理棟等、道の駅とよとみ、た・から） 施設追加（田富北体育館）等
産業系施設	2,847	4,273	1,426	分類変更増（道の駅とよとみ、た・から） 分類変更減（大田和農業振興施設、大鳥居們田共同飼育施設）
学校教育系施設	46,035	49,248	3,213	給食センター建設事業、田富北小学校移転整備事業等により増 ※田富北小学校は、実施設計面積を採用
子育て支援施設	7,808	7,848	40	施設増加（豊富中央児童館、玉穂西部児童館） 分類変更増（豊富保健センター(児童クラブ)） 分類変更減（旧田富つくし児童館、旧田富ひまわり児童館）等
保健・福祉施設	5,137	4,070	-1,067	施設増加（中央市・昭和町障がい者相談支援センター） 施設減少（豊富福祉センター） 分類変更減（旧浅利ふれあいプラザ、豊富保健センター）
医療施設	418	0	-418	分類変更減（旧豊富診療所）
行政系施設	10,836	14,592	3,756	庁舎建設事業等による増
公営住宅	13,420	12,872	-548	施設減少（飛石団地、山王団地）等
公園施設	683	606	-77	施設増加（農村公園シルクハウス） 分類変更減（農村公園防災倉庫）等
その他	2,301	1,185	-1,116	分類変更減（旧田富健康管理センター）等
休止・廃止施設	0	5,315	5,315	分類区分増加による増
上水道付帯施設	989	1,322	333	施設増加（布施配水場）等
下水道付帯施設	2,764	2,918	154	分類変更増（豊富地区資源循環施設製品倉庫）
計	114,825	119,231	4,406	

※H28 策定(H26 年度末時点)、R4 改訂(R2 年度末時点)

(4) インフラ施設の状況

① 道路

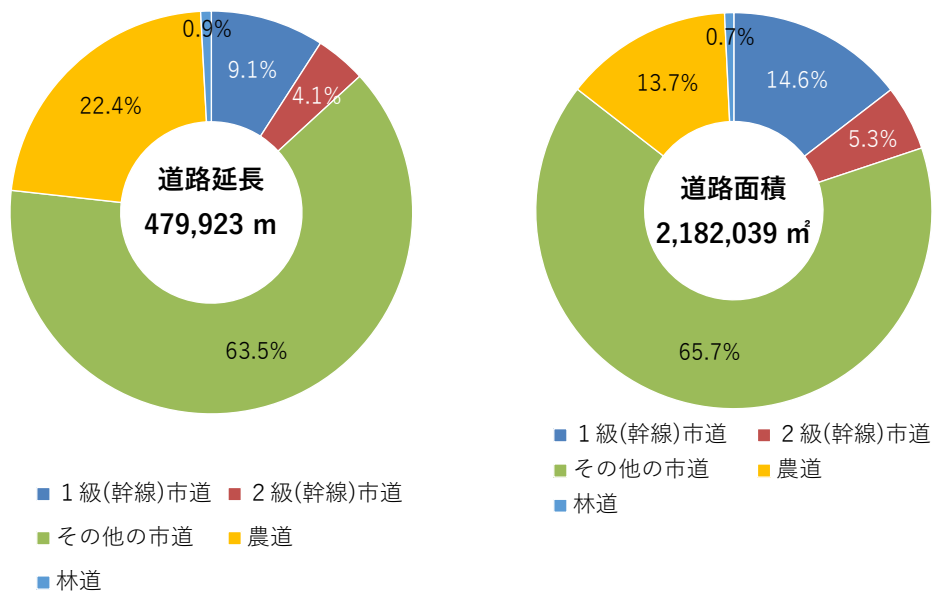
道路の保有状況は、一般道路の「1級(幹線)市道^{※10}」は実延長 43,757m、道路面積 317,633 m²、「2級(幹線)市道^{※11}」は実延長 19,526m、道路面積 116,078 m²、「その他の市道」は実延長 305,077m、道路面積 1,432,122 m²となっています。

また、本市内の「農道」は実延長 107,483m、道路面積 299,886 m²、「林道」は実延長 4,080m、道路面積 16,320 m²となっています。

表6 道路の保有状況

種別	実延長(m)	道路面積(m ²)
1級(幹線)市道	43,757	317,633
2級(幹線)市道	19,526	116,078
その他の市道	305,077	1,432,122
農道	107,483	299,886
林道	4,080	16,320
合計	479,923	2,182,039

図18 道路延長と道路面積の種別割合



※10 「1級(幹線)市道」とは、地方生活圏及び大都市圏域の基幹的道路網を形成するのに必要な道路で都市計画決定された幹線街路、主要集落(50戸以上)と、これと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路。

※11 「2級(幹線)市道」とは、幹線1級市町村道以上の道路を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路で都市計画決定された補助幹線街路、集落(25戸以上)相互を連絡する道路。

② 橋りょう

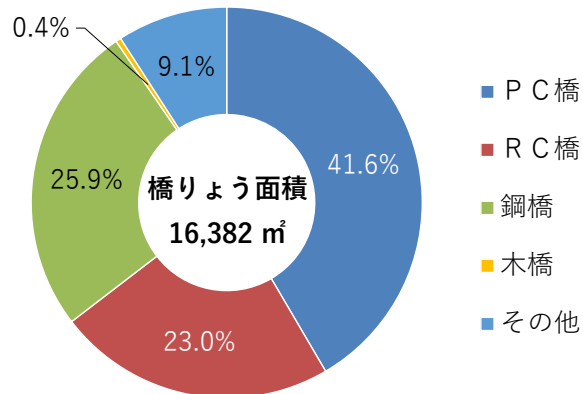
橋りょうの保有状況は、実延長 2,708m、橋りょう面積 16,382 m²です。

また、構造別には下図のとおり、「PC 橋※¹²」 6,808 m²、「RC 橋※¹³」 3,772 m²、「鋼橋※¹⁴」 4,235 m²、「木橋」 71 m²、「その他」 1,496 m²となっています。

表7 橋りょうの保有状況

構造	橋りょう面積(m ²)
PC 橋	6,808
RC 橋	3,772
鋼橋	4,235
木橋	71
その他	1,496
合計	16,382

図17 構造別における面積の割合



③ 上水道・簡易水道

上水道および簡易水道の保有状況は、実延長で送水管※¹⁵1,294 m、導水管※¹⁶4,949m、配水管※¹⁷147,831m となっています。また、管径別の延長は次表のとおりとなっています。

表8 -1 送水管の保有状況

管径(mm)	延長(m)
100	554
150	663
200	30
250	47
合計	1,294

表 8 -2 導水管の保有状況

管径(mm)	延長(m)
300 未満	4,949
300 ~ 500 未満	0
500 ~ 1000 未満	0
1000 ~ 1500 未満	0
1500 ~ 2000 未満	0
2000 以上	0

※12 「PC 橋」とは、あらかじめ応力を加えたコンクリート材(プレストレスト・コンクリート)を使用した橋りょう。

※13 「RC 橋」とは、主要部材に鉄筋コンクリートを使用した橋りょう。

※14 「鋼橋」とは、主要部材に鋼材を使用した橋りょう。

※15 「送水管」とは、浄水場から配水場に浄水を送る管のこと。

※16 「導水管」とは、深井戸からくみ上げた原水を配水場へ運ぶ管のこと。

※17 「配水管」とは、配水場から各家庭まで浄水を送る管のこと。

表8 -3 配水管の保有状況

管径(mm)	延長(m)
50 以下	7,884
75 以下	55,760
100 以下	32,512
125 以下	550
150 以下	34,356
200 以下	14,762
250 以下	1,387
300 以下	610
350 以下	10
合計	147,831

④ 下水道（農業集落排水含む）

下水道の保有状況は、公共下水および農業集落排水を含め総延長182,749mです。また、管径別には次表のとおり「～250mm」171,719m、「251～500mm」が8,915m、「501～1000mm」が2,115mとなっています。

なお、管種別はコンクリート管15,355m、塩ビ管165,548m、その他1,846mとなっています。

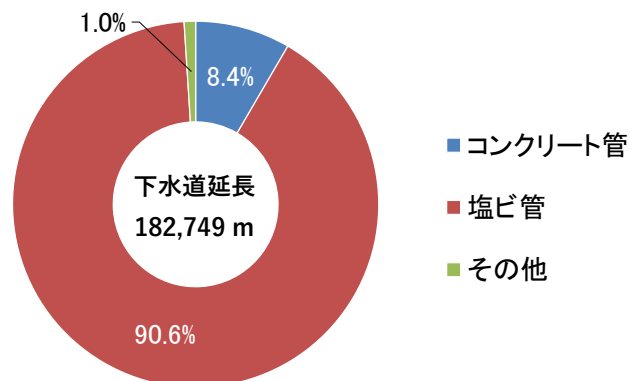
表9 -1 管径別延長

管径(mm)	延長(m)
～ 250	171,719
251 ～ 500	8,915
501 ～ 1,000	2,115
合計	182,749

表9 -2 管種別延長

管種	延長(m)
コンクリート管	15,355
塩ビ管	165,548
その他	1,846
合計	182,749

図18 管種別における延長の割合



⑤ 公園

本市が保有する都市公園の開設面積は 97,688 m²であり、公園種別ごとでは、次表のとおり、「地区公園」50,718 m²、「街区公園」26,427 m²、「緑地公園」15,656 m²、「近隣公園」4,887 m²となっています。また、都市公園以外の公園の開設面積は 132,186 m²となっています。

表10 公園施設状況

公園名		種別	開設面積(m ²)
都市公園	若宮第1公園(さくら公園)	街区公園	1,499
	若宮第2公園(若宮公園)	街区公園	7,528
	若宮第3公園(四季の花公園)	街区公園	2,501
	阿原2号公園(相ノ田公園)	街区公園	721
	成島1号公園	街区公園	2,626
	成島2号公園	街区公園	1,572
	下河東1号公園	街区公園	2,379
	下河東2号公園	街区公園	2,501
	山王川河川緑地	緑地公園	6,135
	田富ふるさと公園	近隣公園	4,887
	常永川河川緑地	緑地公園	9,521
	鍛冶新居1号公園	街区公園	2,100
	鍛冶新居2号公園	街区公園	3,000
	総合防災公園 ^{※18}	地区公園	* 50,718
	都市公園 計		
その他公園	玉穂ふるさとふれあい広場	—	* 41,285
	豊富シルクの里公園	—	14,433
	農村公園	—	* 29,355
	地域公園等	—	47,113
	その他公園 計		
総 計			229,874

* グラウンド面積含む

※18 総合防災公園はリニア中央新幹線事業により移転工事を実施しているため、都市計画決定面積を計上しています。

3-2 公共施設等の現状と課題

(1) 公共サービス

建物施設では多くの公共サービスを提供していますが、その利用度や提供コストは様々であり、同じサービスを提供している施設であっても、利用状況は異なります。効率よく効果的に公共サービスを持続的に提供するために、公共サービスの必要性・妥当性、受益者負担の適正性やサービスの提供方法などの視点から、その質と量の検証が必要です。

(2) 全庁的な管理体制

公共施設等を適正に管理するには、全ての公共施設等の運営や維持管理に関する情報を一元的に共有・蓄積し、全体像を把握する必要があります。

建物施設の管理は、所管課ごとに実施していますが、所管課を横断して管理情報が共有化されていなく、施設保全基準の統一化や、利用需要に応じた使用調整が図りにくい状況です。また、建物施設とインフラ施設ともに、本市全体の職員が減少しているなか、技術系職員不足と管理技術の高度化により、技術者確保と技術の習得・継承が課題です。

(3) 財源の確保

保有する全ての公共施設等を、今後とも維持する場合の更新費用を試算すると、過去5年間に公共施設等に投資した実績額を今後も維持できたとしても、年間あたり約18.4億円(32.8億円^{※19}-14.4億円^{※20})不足すると見込まれます。

生産年齢人口の減少に伴う経済活動の縮小による税収減、高齢化による医療や介護のための社会保障関連費の需要増により、一層厳しい財政状況が続くと見込まれ、公共施設等の更新財源の不足が懸念されます。

(4) 施設品質

本市の建物施設は、昭和46年から平成10年にかけて多く整備されています。一般的に大規模改修が必要とされる築30年以上の施設が、令和4年度末時点では約60%であり、10年後の令和14年度末には約78%となる見込みです。今後は一層の老朽化の進行に伴う施設性能の低下や、社会的陳腐化が懸念されます。

インフラ施設は、市民生活に直結しているため、老朽化の進行を抑えながら、安全性や快適性等のサービス水準の維持が課題となります。

※19 建物施設とインフラ施設を耐用年数で単純更新した場合の合計算定額の1年あたりの費用。

※20 建物施設とインフラ施設の既存施設に対する工事請負費等の過去5年平均費用。

(5) 施設供給量

建物施設の保有面積は、これまで人口増加と右肩上がりの経済成長による税収増に支えられ増え続けてきました。今後、中長期的には、人口減少による施設利用者数の減少、少子化による学校教育系施設や子育て支援施設等の余剰化などが見込まれ、人口構造の変化と公共サービスの需要変化に連動した施設供給量の調整が課題となります。

3-3 過去に行った対策の実績

建物施設（上下水道付帯施設除く）の平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの主な対策は次のとおりです。

表11 建物施設の対策工事費の実績推移

(千円)

	平成28(2016) 年度	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	年平均
修繕費	38,114	41,414	52,331	54,495	25,119	42,295
工事請負費	161,700	1,026,394	3,174,931	2,005,813	1,220,373	1,517,842
工事請負費(新規整備分)	0	718,533	2,550,345	1,104,178	639,838	1,002,579
工事請負費(既存施設分)	161,700	307,861	624,586	901,636	580,535	515,264
計	199,814	1,067,808	3,227,262	2,060,308	1,245,492	1,560,137

※赤枠の数値は、第4章「長寿命化等費用と削減率のシミュレーション」で使用

図19 建物施設の対策工事費の実績の推移

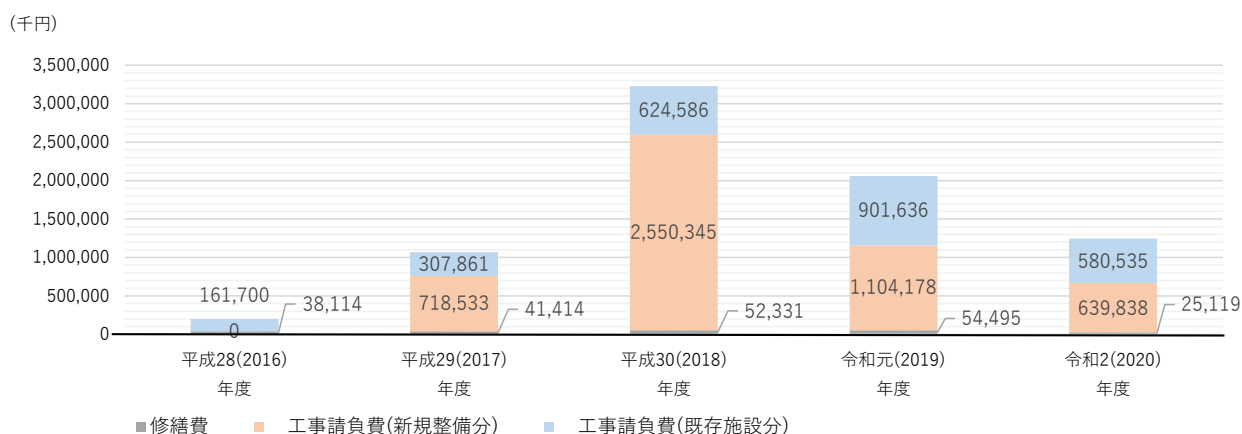


表12 主な対策実績

主な改修工事等 (10,000千円以上)

大分類	施設名称	年度	対策	費用 (千円)	備考
社会教育系 施設	玉穂生涯学習館	H28	空調設備改修	34,128	
	田富図書館	H29	空調設備改修	18,360	
	計			52,488	
産業系施設	道の駅とよとみ (交流促進センター・農産物直売所・農畜産物処理加工施設)	H30	トイレ改修等	35,359	
	計			35,359	
学校教育系 施設	三村小学校	H28	プール改修等	23,193	
	三村小学校	H29	プール改修	23,952	
	三村小学校	R1	屋上防水改修	22,000	
	三村小学校	R2	ネットワーク整備等	16,967	
	玉穂南小学校	R2	ネットワーク整備等	14,547	
	田富小学校	R2	ネットワーク整備等	13,997	
	田富南小学校	H28	プール改修	19,347	
	田富南小学校	H29	プール改修	21,662	
	田富南小学校	R2	ネットワーク整備等	14,831	
	豊富小学校 (仮設・解体)	H29	既存プール解体	10,122	
	豊富小学校 (仮設・解体)	H30	仮設校舎建設等	103,429	
	豊富小学校 (仮設・解体)	R1	校舎解体等	63,956	
	豊富小学校	H29	プール改築	139,874	
	豊富小学校	R1	普通教室棟建設	280,500	
	豊富小学校	R2	普通教室棟建設	442,684	
	玉穂中学校	R2	ネットワーク整備等	15,004	
	田富中学校	R2	ネットワーク整備等	16,896	
	計			1,242,960	
子育て支援 施設	豊富保育園	H29	大規模改修	62,190	
	豊富保育園	H30	大規模改修	74,219	
	計			136,409	
行政系施設	中央市役所 (本館・南館)	H28	議場音響改修	16,956	旧田富庁舎
	中央市役所 (本館・南館)	H30	南館大規模改修	256,550	
	中央市役所 (本館・南館)	R1	南館大規模改修	436,485	
	中央市役所玉穂支所 (旧玉穂庁舎分を含む)	H30	支所改修	15,050	
	中央市役所玉穂支所 (旧玉穂庁舎分を含む)	R1	支所改修	27,754	
	中央市役所豊富支所 (旧豊富庁舎分を含む)	H28	耐震補強等	31,699	
	計			784,494	
公営住宅	久保団地	H28	屋上・外壁改修	28,944	
	計			28,944	

主な新築工事等（10,000千円以上）

大分類	施設名称	年度	対策	費用 (千円)	備考
学校教育系 施設	田富北小学校（仮設・解体）	H30	仮設校舎建設等	128,338	
	田富北小学校（仮設・解体）	R1	校舎解体等	302,272	
	田富北小学校（仮設・解体）	R2	校舎解体等	183,994	
	田富北小学校	R1	体育館建設等	301,693	
	田富北小学校	R2	体育館建設等	455,844	
	学校給食センター	H30	センター建設	1,100,163	
	学校給食センター	R1	センター建設	417,811	
	計			2,890,115	
子育て支援 施設	玉穂西部児童館	H28	増築工事	17,760	
	計			17,760	
保健・福祉 施設	中央市・昭和町障がい者相談支援センター	R1	建設工事	28,578	
	計			28,578	
行政系施設	中央市役所 （本館・南館）	H29	増設庁舎建設工事	656,550	
	中央市役所 （本館・南館）	H30	増設庁舎建設工事	1,060,834	
	計			1,717,384	

主な解体施設

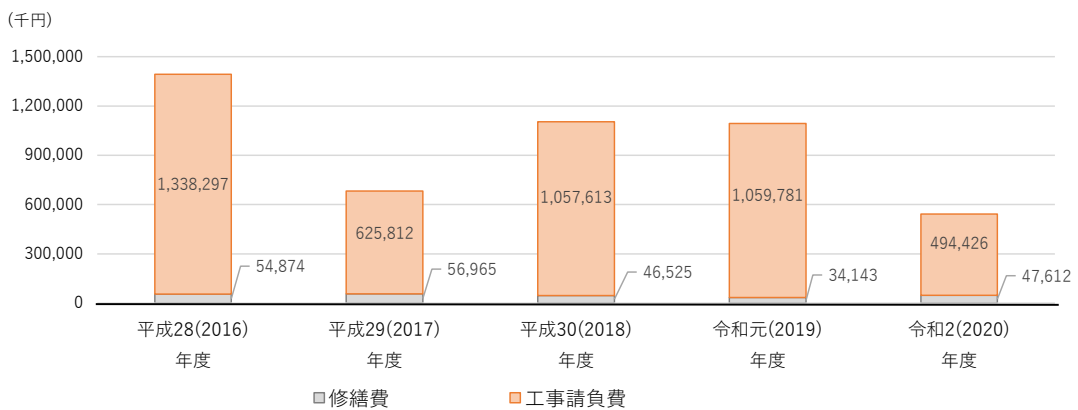
大分類	施設名称	年度	面積 (㎡)	備考
市民文化系施設	豊富中央公民館	H28	884	
保健・福祉系施設	田富福祉センター	H29	658	
公営住宅	山王団地	H29	167	
公営住宅	布施北団地	R2	169	
計			1,878	

表13 インフラ施設（付帯施設含む）の対策工事費の実績推移

	平成28(2016) 年度	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	年平均
修繕費	54,874	56,965	46,525	34,143	47,612	48,024
工事請負費	1,338,297	625,812	1,057,613	1,059,781	494,426	915,186
計	1,393,171	682,777	1,104,138	1,093,924	542,038	963,210

(千円)

図20 インフラ施設（付帯施設含む）の対策工事費の実績推移



3-4 施設保有量の推移

(1) 建物施設 (図14 参照)

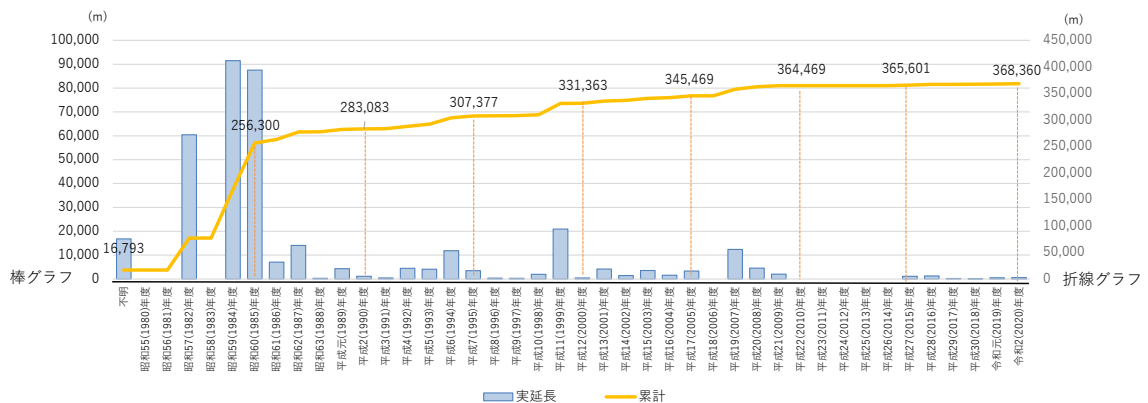
建物施設の延べ面積は、昭和46(1971)年頃から平成10(1998)年にかけて学校教育系施設等が多く整備され、1年あたり平均3千㎡が整備されました。

(2) インフラ施設

① 道路 (農道及び林道は含まず)

道路の実延長は、昭和57(1982)年から昭和60(1985)年までに1年あたり約59千mと急激に整備されています。昭和60(1985)年から平成22(2010)年までは1年あたり約4千mとゆるやかに増加し、平成22(2010)年以降は微増しています。

図21 道路の保有量の推移

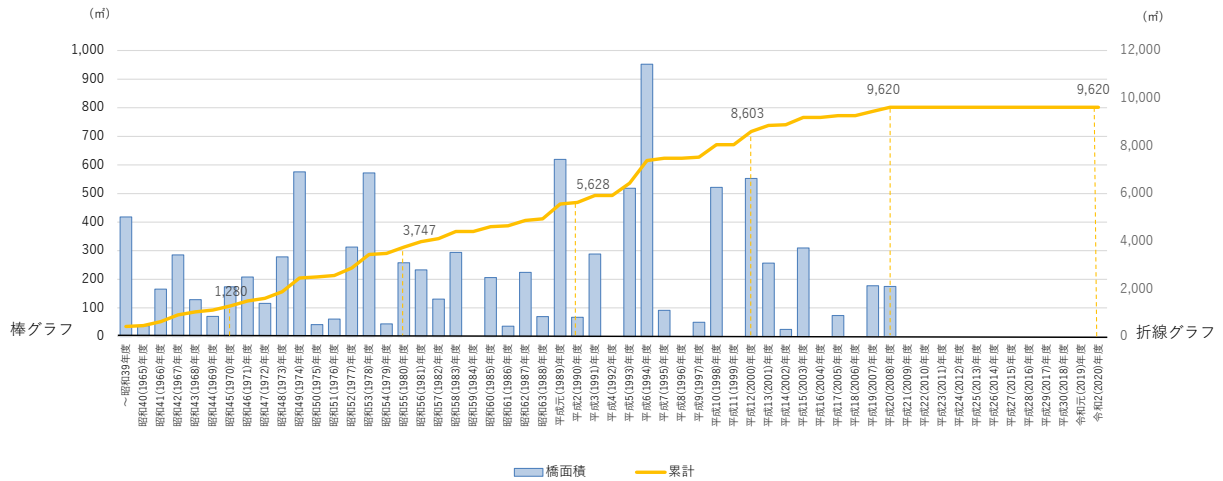


② 橋りょう

橋りょうの面積は、昭和 35(1960)年から平成 20(2008)年までに 1 年あたり約 2 百㎡の増加となっています。

なお、建設時期が不明確な橋りょう 6,762 ㎡は下記図に含みません。

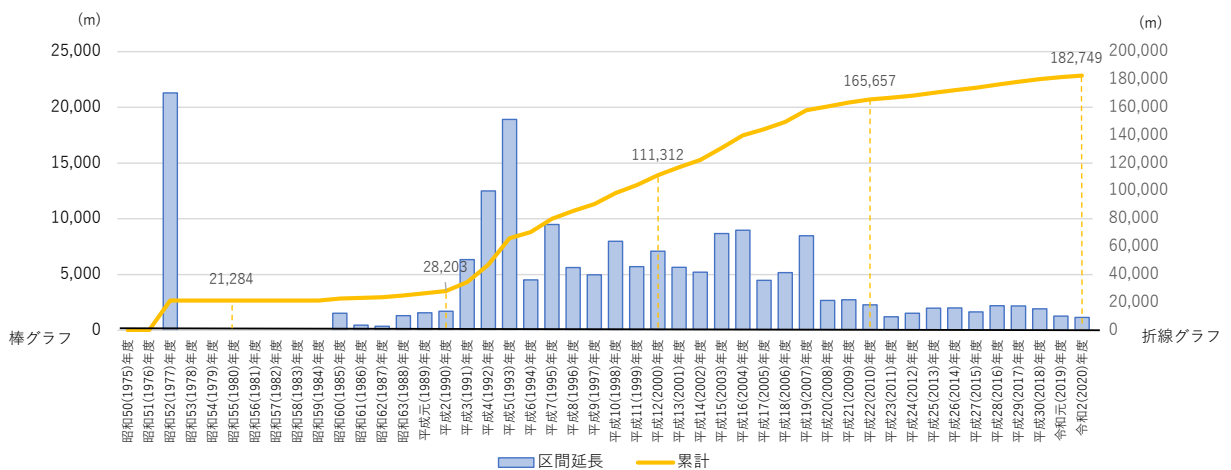
図22 橋りょうの保有量の推移



③ 下水道（農業集落排水含む）

下水道の区間延長は、昭和 52(1977)年に約 20 千 m 整備され、昭和 53(1978)年から平成 2(1990)年までは 1 年あたり約 6 百 m 整備されています。平成 3(1991)年からは増加傾向にあり、1 年あたり約 5 千 m の増加となっています。

図23 下水道の保有量の推移

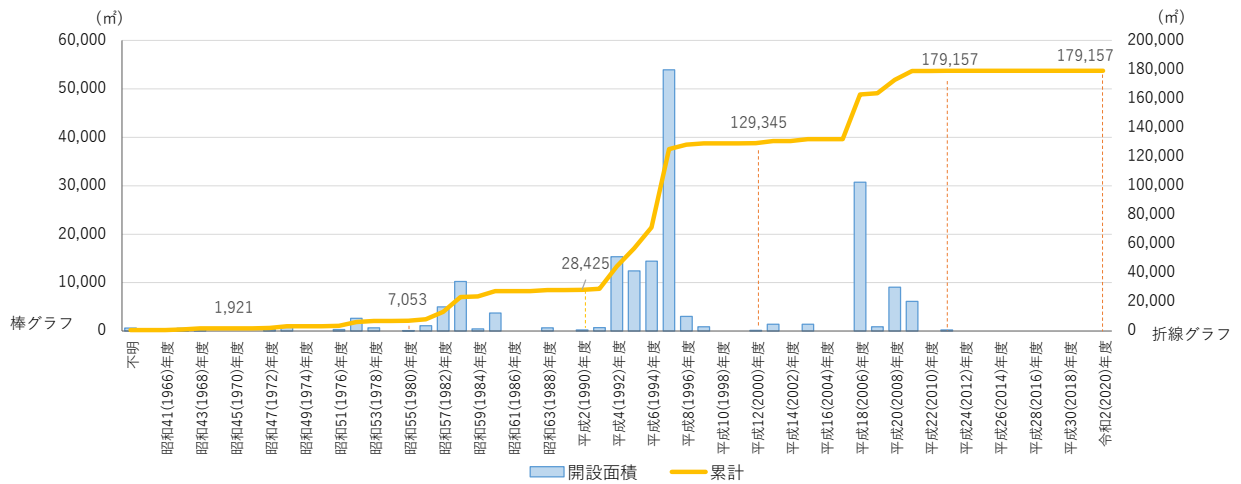


※上水道・簡易水道は、アセットマネジメントを行っていないため、保有量の推移図は省略します。

④ 公園

公園の開設面積は、昭和 45(1970)年に約 2 千㎡が整備され、昭和 31(1956)年から平成 2(1990)年まで 1 年あたり約 8 百㎡の増加となっています。平成 3(1991)から平成 22(2010)年まで 1 年あたり約 8 千㎡が開設され急増しています。

図24 公園の保有量の推移（総合防災公園は含まず）



3-5 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、公共施設等を中心とした有形固定資産の老朽化状況を示す指標です。建築時に 0%であり、有形固定資産の種類ごとに地方会計の考え方で設定された耐用年数(公共施設等を通常使用できると考えられている年数)をすべて経過すると 100%となります。有形固定資産減価償却費率が高いほど、建築・完成時期から時間が経過していることを表しており、老朽化が進んでいることを表します。

本市の有形固定資産減価償却費率の推移について、公共施設が中心となる事業用資産は過去 5 年間ににおいては学校教育系施設や行政系施設等の整備により減少傾向となりました。一方、インフラ資産は増加傾向にあります。

表14 有形固定資産減価償却率の推移

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
	事業用資産	事業用資産	事業用資産	事業用資産	事業用資産	インフラ資産	インフラ資産	インフラ資産	インフラ資産	インフラ資産
取得価格	301億円	314億円	350億円	368億円	389億円	468億円	477億円	489億円	505億円	517億円
償却資産累計額	122億円	124億円	128億円	131億円	140億円	244億円	252億円	260億円	268億円	276億円
有形固定資産 減価償却率	40.53%	39.49%	36.57%	35.60%	35.99%	52.14%	52.83%	53.17%	53.07%	53.38%

3-6 施設管理に係る経費

(1) 現在要している維持管理経費

総合管理計画策定以降の平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年間に
行った維持管理経費の年平均は建物施設が9.5億円、インフラ施設が2.5億円と
なります。対象となる経費は委託料、光熱水費、修繕費、備品購入費^{※21}、人件費を
計上します。

表15 建物施設の維持管理経費の実績推移

(千円)

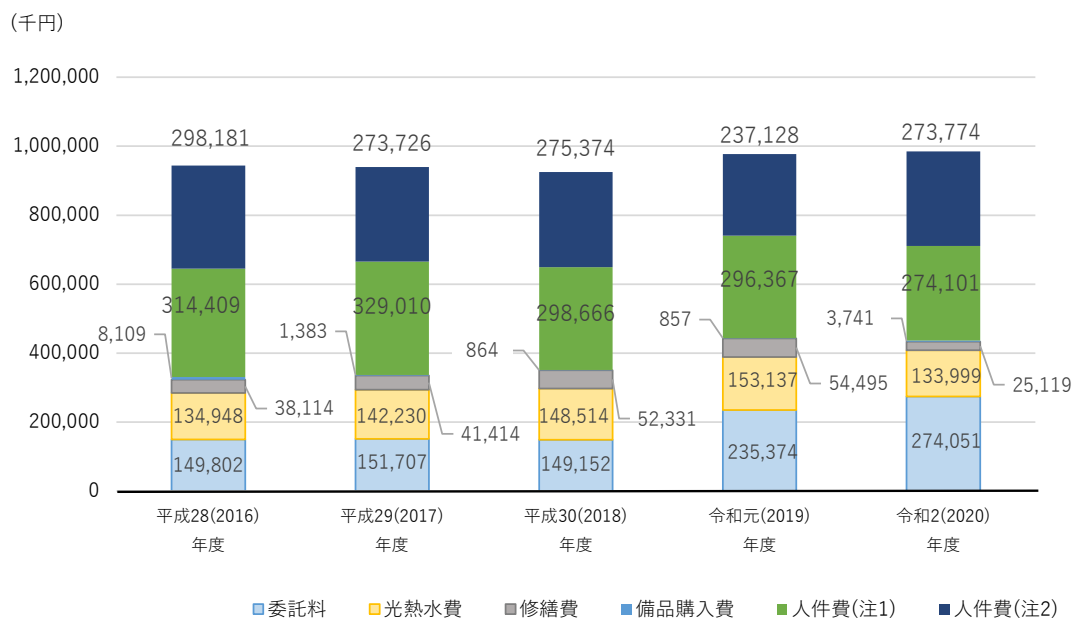
	平成28(2016) 年度	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	年平均
委託料	149,802	151,707	149,152	235,374	274,051	192,017
光熱水費	134,948	142,230	148,514	153,137	133,999	142,566
修繕費	38,114	41,414	52,331	54,495	25,119	42,295
備品購入費	8,109	1,383	864	857	3,741	2,991
人件費(注1)	314,409	329,010	298,666	296,367	274,101	302,511
人件費(注2)	298,181	273,726	275,374	237,128	273,774	271,637
計	943,562	939,471	924,900	977,358	984,785	954,015

注1：正職員（市役所勤務職員を除く）

※赤枠の数値は、第4章「長寿命化等費用と削減率のシミュレーション」で使用

注2：会計年度任用職員（令和元年度以前は臨時職員）

図25 建物施設の維持管理経費の実績推移



※21 「備品購入費」に計上する項目は、建物に据付けの大型機器等に関する費用を計上

表16 インフラ施設の維持管理経費の実績推移

(千円)

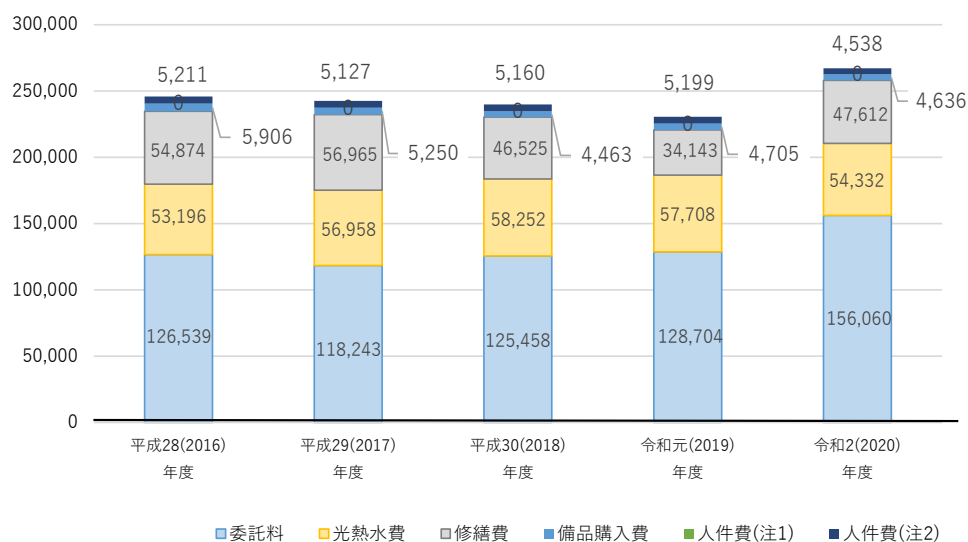
	平成28(2016) 年度	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	年平均
委託料	126,539	118,243	125,458	128,704	156,060	131,001
光熱水費	53,196	56,958	58,252	57,708	54,332	56,089
修繕費	54,874	56,965	46,525	34,143	47,612	48,024
備品購入費	5,906	5,250	4,463	4,705	4,636	4,992
人件費(注1)	0	0	0	0	0	0
人件費(注2)	5,211	5,127	5,160	5,199	4,538	5,047
計	245,726	242,544	239,858	230,460	267,178	245,153

注1：正職員（市役所勤務職員を除く）

注2：会計年度任用職員（令和元年度以前は臨時職員）

図26 インフラ施設の維持管理経費の実績推移

(千円)



第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

4-1 対策費用

(1) 施設を耐用年数で経過時に単純更新した場合の見込み

① 建物施設

建物施設を耐用年数で単純更新した場合の見込み額は、約 371 億円(1 年あたり約 12.4 億円)となります。

建物施設の見込み額 約 371 億円

単純更新 試算条件

- 建替え更新年数は法定耐用年数とします。
- 建替えは、現在の施設規模の維持を前提とし、統廃合による施設規模縮小は見込みません。
- 建物施設の更新単価は、公共施設更新費用試算ソフトに示された数値を参考に、これまでの実績を考慮して設定しています。
- 建替え費用には既存建物解体費も合せて計上しています。
- 試算期間は、「中央市公営住宅等長寿命化計画」に合わせた令和 4(2022)～令和 33 年(2051)年度までの 30 年間とします。

② インフラ施設

〈付帯施設〉

インフラ施設の内、建物を耐用年数で単純更新した場合の見込み額は、約 12 億円(1 年あたり約 0.4 億円)となります。

〈インフラ〉

インフラ施設を耐用年数で経過時に単純更新した場合の見込みは、約 600 億円(1 年あたり約 20 億円)となります。

更新単価は、総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト(平成 28 年 1 月)」で示された単価をもとに、物価上昇等を考慮した単価としています。

公園の更新単価は、近隣市町の実施状況を考慮した単価としています。

橋りょうは「中央市橋梁長寿命化修繕計画(平成 26 年 2 月)」の対症療法型とした場合、100 年間の事業費が約 200 億円(1 年あたり約 2.0 億円)となります。

なお、試算期間は「中央市公営住宅等長寿命化計画」に合わせた令和4(2022)年度から令和33(2051)年度までの30年間とします。

インフラ施設を単純更新した場合の前提条件・試算方法

①道路	更新年数は15年（舗装耐用年数10年と、一般的な供用寿命12～20年のそれぞれを踏まえ15年とし、全整備面積をこの15年で割った面積を毎年更新するものとします。）とします。 更新単価：5,100円/㎡ 計 22,256,798千円
③上水道 ・簡易水道	管類の更新年数は40年（法定耐用年数とします。簡易水道は整備年不明が多く、管の延長を、この40年で割った長さを毎年更新するものとします。）とします。 更新単価 130千円/m（送水管300mm以下） 130千円/m（配水管300mm以下） 130千円/m（導水管350mm以下） 計 15,022,215千円
④下水道	更新年数は50年（法定耐用年数とします。管延長を50年で割った長さを毎年更新するものとします。）とします。 更新単価：135千円/m（管路） 計 14,802,669千円
⑤公園	更新年数は40年（法定耐用年数とします。）とします。 耐用年数経過時に、現在と同じ面積を更新するものとします。 公園更新単価：11千円/㎡ 計 1,900,436千円
小計1	（①、③、④、⑤）の見込み額 計 53,982,118千円

種別	対症療法型の事業費	更新費用
②橋りょう	総額 20,000,000千円 ÷ 100年 × 30年間 中央市橋梁長寿命化修繕計画 (平成26年2月)より	= 6,000,000千円
小計2	(②)の見込み額	6,000,000千円

インフラ施設の見込み額(小計1+小計2) 約600億円

(2)長寿命化対策を反映した場合の見込み

① 建物施設

建物施設の長寿命化対策を反映した場合の令和 4(2022)年度から令和 33(2051)年度までの 30 年間の見込み額は約 323 億円(1 年あたり約 10.8 億円)となります。

建物施設の長寿命化見込み額 約 323 億円

長寿命化対策 試算条件

- 長寿命化目標年数は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造を 80 年とし、それ以外を 40 年とします。
- 長寿命化の方法は、80 年目標の場合、築 20 年目に大規模改修（機能回復）、築 40 年目に長寿命化改修（機能向上）、築 60 年目に大規模改修（機能回復）を行うものとします。40 年目標の場合、築 20 年目に大規模改修（機能回復）を行うものとします。
- 目標年数に到達した場合は、同一施設規模で建替えるものとします。
- 中央市公共施設等第 1 期個別施設計画（令和 4 年 3 月）、中央市立小中学校施設長寿命化計画（平成 31 年 3 月）、中央市公営住宅等長寿命化計画（令和 4 年 3 月）により施設管理の方針が決まっているものについては、各計画の方針を採用しています。
- 建物施設の更新及び長寿命化等改修の単価は、公共施設更新費用試算ソフトに示された数値を参考に、これまでの実績を考慮して設定しています。
- 学校施設及び公営住宅は、中央市立小中学校施設長寿命化計画（平成 31 年 3 月）、中央市公営住宅等長寿命化計画（令和 4 年 3 月）における改修計画に基づいて試算しています。
- 建替え費用には既存建物解体費も合せて計上しています。
- 試算期間は、「中央市公営住宅等長寿命化計画」に合わせた令和 4(2022)～令和 33 年(2051)年度までの 30 年間とします。

② インフラ施設

〈付帯施設〉

インフラ施設の内、建物の長寿命化対策を反映した場合の令和 4(2022)年度から令和 33(2051)年度までの 30 年間の見込み額は約 10 億円(1 年あたり約 0.3 億円)となります。

〈インフラ〉

橋りょうは「中央市橋梁長寿命化修繕計画(平成 26 年 2 月)」の予防保全型とした場合、100 年間の事業費が約 80 億円(1 年あたり約 0.8 億円)となります。令和 4(2022)年度から令和 33(2051)年度までの 30 年間の見込み額は約 24 億円となります。なお、他のインフラ施設は各個別施設計画等を策定次第、長寿命化した場合の見通しを示します。

表17 橋りょうを予防保全型とした場合の更新費用

種別	予防保全型の事業費	更新費用
②橋りょう	総額 8,000,000 千円 ÷ 100 年 × 30 年間	= 2,400,000 千円
橋りょうを長寿命化対策した場合の見込み		2,400,000 千円

(3) 対策の効果額

令和 4(2022)年度から 30 年間にかかる経費の見込みは以下の通りです。

表18 30 年間の経費の見込み

【令和4年度から30年間】

今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理 ・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時 に単純更新した 場合⑤	長寿命化対策等 の効果額(④-⑤)	現在要している 経費 (過去5年平均)
普通 会計	建築物(a)	1,269	26,656	5,617	33,542	37,096	-3,554	558
公営事業 会計	建築物(b)	728	913	89	1,730	1,245	485	154
合計(a+b)		1,997	27,569	5,706	35,273	38,341	-3,069	712

【備考】

※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。

なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。

※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。

(耐震改修、長寿命化改修、転用等)

※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

① 建物施設

建物施設の更新にあたり長寿命化対策等を踏まえると、耐用年数で経過時に更新した場合に比べて約 48 億円(= 371 億円-323 億円)の削減が見込まれます。

② インフラ施設

橋りょうの更新にあたり長寿命化対策を踏まえると、約 36 億円(= 60 億円-24 億円)の削減が見込まれます。

「中央市橋梁長寿命化修繕計画(平成 26 年 2 月)」では、予防保全型が対症療法型よりも約 60%の事業費が削減され、今後 100 年間で約 120 億円の縮減効果が見込まれます。

なお、他のインフラ施設は各個別施設計画等を策定次第、長寿命化した場合の見通しを示します。

③ 財源見込

財源については、公共施設等整備基金等の基金や、国県支出金、地方交付税上有利な起債の活用を図り財源確保に努めます。

また、公営事業については、企業債を活用しつつ使用料金の適正化を図ります。

4-2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方

(1) 施設共通

① 公共施設等の情報公開

公共施設等のマネジメントを進めるには、市民の理解が不可欠であり、公共施設等が抱える課題や取組状況を、市民へわかりやすく情報提供します。

② 公民連携

公共施設等の多くは、公が整備し維持管理・運営してきましたが、今後は、民間のノウハウ、技術力や資金調達力を活用し、財政負担の軽減と公共サービスの質の向上を目的とし、PPP/PFIの導入を事業特性や事業規模に応じて検討します。

③ 施設の長寿命化

これまで公共施設等は、不具合が発生してから対処する「事後保全型管理」を主としてきましたが、今後とも利用する公共施設等は、劣化が進行する前に修繕・改修を実施する「予防保全型管理」に転換し、長寿命化を図りながら、維持更新等に係る費用の縮減・平準化と安全性を確保します。

(2) 建物施設

① 利用状況に応じた公共サービスの適正化

当面、大幅な人口減少は予測されていませんが、少子高齢化の進行が見込まれるため、利用需要を把握しつつ、新たな需要に留意し、公共サービスの質と量の適正化を図ります。

② 施設評価による総量の適正化

公共サービス、施設性能と施設コストから施設を評価し、財政状況を踏まえながら、施設の機能集約化、複合化及び廃止等により総量適正化に取り組みます。

総量適正化については、施設規模、利用実態、施設目的等も考慮し、魅力的な施設づくりや、施設の質的改善も推進します。

また、市民目線での施設間連携や、近隣自治体との広域連携により、サービス補完や相互利用による効率化なども検討します。

なお、機能集約化や複合化のために施設を増床する場合や新設する場合でも、原則、他の施設を廃止するなど総量縮小を図ります。

③ まちづくりと連携した施設配置

最上位計画である中央市長期総合計画の基本政策に基づき、住みよさと豊かさを真に実感できるまちづくりの実現に向けて、中央市都市計画マスタープラン等他の計画と整合を図り、本市の将来像である「実り豊かな生活文化都市」を目指し、建物施設配置に取り組みます。

(3) インフラ施設

① 既存施設の有効活用と財政状況を踏まえた整備

老朽化対策の実施により、既存施設の最大限の活用を図りつつ、真に必要なインフラ施設については、整備・維持管理・修繕等の費用とストック効果のバランスを検討し、財政状況を踏まえながら整備します。

4-3 数値目標の設定（延べ面積、縮減・平準化に関する目標）

(1) 建物施設の数値目標

長寿命化を行った場合において、平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年までの 5 年間の既存施設に対する工事請負費等^{※22}の平均 5.2 億円に対して年間約 5.6 億円 (=10.8 億円-5.2 億円)不足する見込となります。

今後とも工事請負費の平均約 5.2 億円を維持しつつ、建物施設の総量削減により不足する財源との均衡を図るとすると、総延べ面積 119,231 m²から上下水道付帯施設を除いた 114,991 m²の 27.6%(31,738 m²)の削減が必要と試算されます。

なお、計画期間中の削減目標は、27.6%削減の 1.07 倍（計画期間 32 年 ÷ 試算期間 30 年）である **30%削減**（ $\div 27.6\% \times 1.07$ ）とします。

削減目標面積 34,497 m² (= 114,991 m² × 30%)
--

【目標値の考え方】

- ① 対象延べ面積 114,991 m²を長寿命化した場合の費用と、過去 5 年間の既存施設に対する工事請負費等の平均額と諸費の削減額を含めた費用との差額が均衡する点を削減目標とします。
- ② 対象延べ面積の削減率と過去 5 年間の工事請負費等の平均額が均衡する点は、削減率 52.0%(削減率 A)として試算されます。
- ③ 建物施設の削減に伴い、併せて諸費（光熱水費、委託費、人件費等）も削減されるものと試算されます（削減率 1%あたり約 9,510 千円）。このため、実際には建物施設を 27.6%（削減率 B）削減することで、維持管理経費削減を含め均衡が取れるものと見込まれます。
- ④ 計画期間は 32 年であり、試算期間は 30 年となっていることから、削減目標は 27.6%の 1.07 倍（ $\div 32 \text{年} \div 30 \text{年}$ ）の 30%を削減目標とします。

※22 過去 5 年間の工事請負費と備品購入費を合算した金額

図27 長寿命化対策費用と削減率のシミュレーション

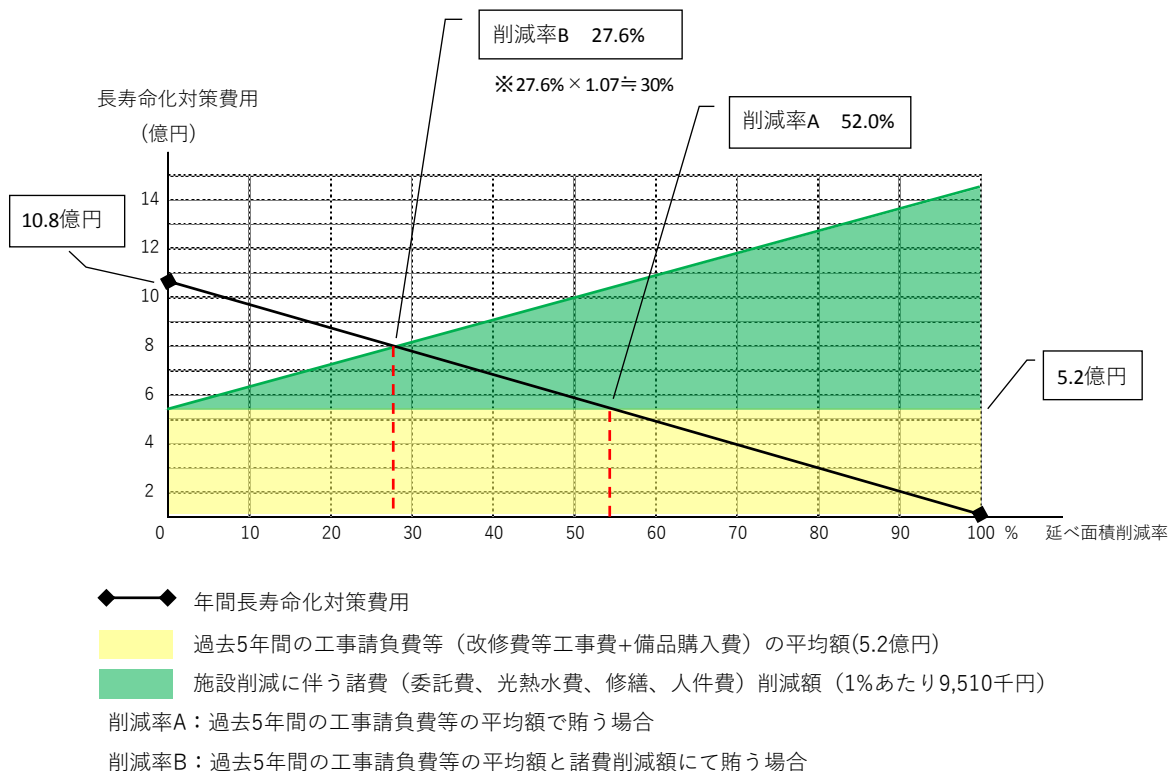
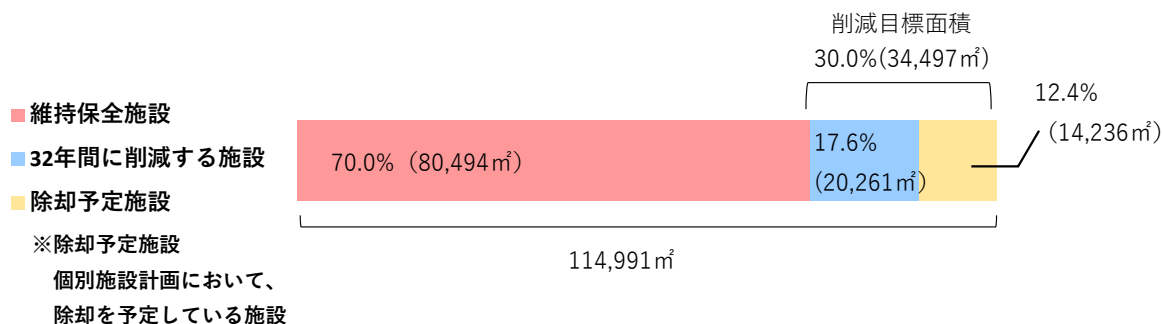


図28 試算結果 B(全体面積における削減割合の内訳(除却予定施設を含む))



(2) インフラ施設の数値目標

道路や橋りょうなどのインフラ施設は、一般的に施設量の縮減や廃止が困難であるため、維持管理等に要する経費の縮減・平準化と長寿命化による更新時期の延長を基本とします。

中央市橋梁長寿命化修繕計画では、「対処療法型管理」から「予防保全型管理」に転換することにより、維持管理費は約 60%縮減すると予測しています。道路や上下水道等において、この計画と同等水準の検討は、現時点で困難であるため、個別施設計画等策定時に具体的な対策を検討します。

4-4 公共施設等の管理に関する基本方針

(1) 点検・診断等の実施方針

〈共通〉

施設点検は、公共施設等を適正に維持管理するため日常的に行う点検、定期的に行う点検、地震や事故等で臨時に行う点検に区分のうえ実施します。なお、点検結果は履歴情報として記録し、次回点検と大規模改修や更新などを計画する際に活用します。

施設診断は、利用状況やコスト状況を調査分析し、公共施設等が効率的かつ効果的に運用されているかを把握するために適時実施します。

〈建物施設〉

建物施設の用途や規模によっては、法定検査の対象となる施設もあるため、点検内容との重複を避けるよう法定検査と点検の実施時期を揃えて対応します。また、定期点検のように専門性を要するものについては、有資格者による点検の実施を原則とし、一定レベル以上の点検を確実に実行します。

なお、日常点検については、市職員や指定管理者などが実施できるよう点検ガイドラインを整備します。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

〈共通〉

中長期的に維持管理費の平準化を図りながら経費を縮減します。基本的な修繕は点検結果により適時実施し、大規模改修を含めた更新等はサービスニーズの変化、法令適合性、耐用年数、老朽化の程度に応じて総合的に判断したうえで実施します。

(3) 安全確保の実施方針

〈共通〉

点検により重大な損傷や欠陥を発見した場合には、バリケード等により立入禁止とすることや周辺住民への危険性の表示など応急措置を施し、速やかに改善措置を講じ、必要により施設の供用停止や用途廃止も含めて検討します。

衛生面に配慮が必要な施設は、必要に応じて立入禁止や家畜、ペットなどの動物も含めて侵入防止等の措置を施して事故防止に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

〈建物施設〉

2020(令和2)年度末時点で、耐震性が不足または未確認である施設は全体面積の11.9%となります。これらの施設を継続利用する場合には、用途や老朽度及び利用状況などから耐震化の必要性を判断し、必要と判断した場合は、優先順位を定めて耐震診断や耐震改修を実施します。

〈インフラ施設〉

インフラ施設は、市民生活に不可欠な基盤施設であるため、各施設の耐震基準に応じて補強工事を実施します。ただし、財政面から全ての補強工事を実施することは困難であるため、重要度に応じて優先順位を定めたいうえで実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

〈共通〉

一般的に故障や性能の低下などの不具合が生じてから対処する場合は、元の適正な状態に戻すために多くの費用を要すると言われています。また、必要とされる改修等を怠ると、機能性や安全性が低下して結果的に長期間使用することが難しくなります。

そこで、日常点検や定期点検などを徹底し、不具合が軽微な段階で対処する予防保全型管理への転換を推進し、施設の長寿命化を図ります。

なお、長寿命化に関する技術は日々進歩しているため、その方法等は適時採用することとします。

〈建物施設〉

予防保全型管理の対象となる既存の建物施設は、建物規模や建設年度およびライフサイクルコストの縮減が見込める施設とします。これらの施設については長寿命化に向けて、個別施設計画等を作成し計画的に対策を実施します。

(6) ユニバーサルデザインの実施方針

〈共通〉

施設の改修や更新に合わせ、市民ニーズやユニバーサルデザインのまちづくりの考えを取り入れ、障害の有無、年齢、性別にかかわらず、多様な人々が安心・安全で快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を推進します。

(7) 脱炭素化の推進方針

「第2次中央市環境基本計画【2019年度～2028年度】(2019年3月)」では、本市の公共施設から率先して省エネ、省資源活動に取り組み、公共施設における省エネルギー活動に取り組むとあります。また、本市の特性を生かした新エネルギーの導入を検討し、地域資源を活用した地球にやさしいまちづくりを推進していきます。

(8) 公共施設等の措置方針

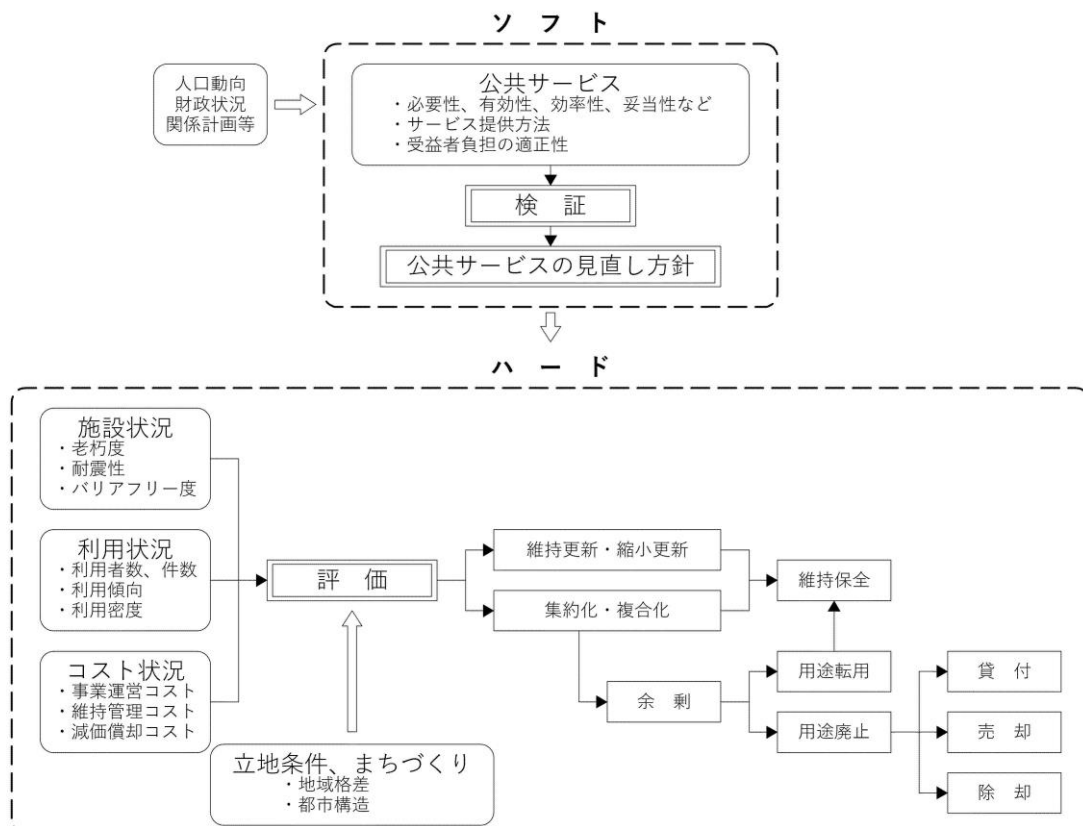
〈建物施設〉

建物施設は、提供するソフト(公共サービス)とハード(施設)の両面を評価し、量の適正化に取り組みます。

はじめに、今後の人口動向(人口増減・人口構成・人口分布)、財政状況や関連計画等を踏まえながら、既存の各公共サービスの質と量のあり方を検証し、見直し方針を策定します。

次に、公共サービスの見直し方針を受け、建物施設は「施設状況」と「利用状況」及び「コスト状況」を評価し、立地条件やまちづくりの視点を考慮したうえで、「維持更新・縮小更新」、「集約化・複合化」、「用途転用・用途廃止」、「貸付・売却・除却」などの措置方針を決定します。

図29 措置方針の流れ



① 維持更新・縮小更新の基本的な考え方

既存施設が将来的にも必要であるものの、物理的に老朽化が著しい状態、市民ニーズに対応できない陳腐化した状態などの場合には、機能更新を図ります。

機能更新に際しては、大規模改造などにより対応する方法、既存施設を取り壊して適正規模に再建築する方法などを検討します。

② 集約化・複合化の基本的な考え方

同じ公共サービスを持つ施設が複数ある場合には、老朽化状況や利用状況などを考慮して集約化や複合化を検討します。

集約化や複合化に際しては、既存施設の改修により必要機能を確保し、施設面積が不足する場合には、増築等により対応します。ただし、新施設を整備する方がライフサイクルコストの縮減と財政負担の平準化が図られる場合は、この限りとはしません。

なお、施設の立地条件は、利用者の通い易さや利用時間の自由度に影響を与えるため、その影響を緩和する方策も併せて検討します。

③ 用途転用・用途廃止の基本的な考え方

集約化や複合化などにより余剰となる施設は、市民ニーズに応じた施設への用途転用の必要性を検討します。この場合は、転用後の用途が消防法等の法規制に違反するものではないか、法的な観点からも検討します。用途転用しない場合には用途廃止のうえ普通財産とします。

なお、単に「あるから使う」という考え方ではなく、機能の必要性や財政負担等を総合的に判断します。

④ 未利用資産等の活用や処分の基本的な考え方

利用率の低い施設や用途を廃止した施設については、施設を維持管理できる地区や民間に需要があれば貸付を行い、需要がない場合には、財政状況の逼迫の程度、不動産市場の状況や土地の希少性等を判断し、売却を検討します。

なお、建物付の売却が困難な場合や民間等の購入需要がなく、施設を残すことにより危険性が増大する場合は、施設の除却を検討します。

〈インフラ施設〉

インフラ施設は、建物施設と異なり市民生活に直結しているため、廃止等することは困難です。また、災害時に市民生活が機能不全にならないための冗長性^{※23}確保の観点から廃止等することは容易ではなく、インフラ施設の措置方針を検討する場合には、諸条件を考慮して慎重に判断します。

※23 冗長性：災害時などに一部施設の被災等が全体の機能不全につながらないよう、事前に交通網やライフラインを複数化することにより代替手段を確保する考え方

(9) 未利用資産等の活用や処分に関する方針

利用率が低い施設や用途を休廃止した施設については、構造躯体と設備の健全性が概ね保たれている場合、他用途への転用または民間への貸与等を検討します。廃止とした建物施設は解体を行い、跡地は売却を検討します。

(10) 広域連携、国管理施設との連携についての考え方

人口減少社会において、高齢化の進行とインフラの老朽化により行政コストの増大が見込まれます。行政サービスを効率的かつ効果的に提供するために、他団体との連携による公共施設等の活用を検討します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

5-1 建物施設の基本方針

建物施設ごとの基本方針は次のとおりです。

なお、施設に複数棟ある場合、延べ面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

また、本章では中央市公共施設等第1期個別施設計画（令和4年3月）を「第1期個別施設計画」と省略して表記します。

(1) 市民文化系施設

〈集会施設〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	玉穂総合会館	2,756	13	直営	○
2	田富総合会館	2,177	42	直営	—
3	農業者トレーニング研修センター (研修室)	216	40	その他	○
4	豊富中央公民館(豊富支所内)	—	43	直営	—
5	陶芸教室(玉穂総合会館内)	—	13	直営	—
	合計	5,149			

② 現状と課題

- ・本市の集会施設は5施設、延べ面積の合計は約5,149㎡あり、6割の施設が築後40年以上を経過しています。
- ・田富総合会館は、築後40年を経過し、空調設備など様々な部位で老朽化が進み、駐車場は狭く使い難いなど、多くの課題を抱えています。
- ・玉穂総合会館は、集会施設の中で最も新しく、多くの市民が利用しています。そのため、和室は本来の貸室利用とは異なり、談話室のような使われ方をしています。
- ・豊富中央公民館は、旧豊富中央公民館解体に伴い、豊富支所2階に機能移転しています。
- ・農業者トレーニング研修センター(研修室)は、現在研修室としての利用がなく、倉庫として利用しています。
- ・陶芸教室(玉穂総合会館内)は新しい施設ですが、老朽化した類似施設が市内にあり、施設の集約が課題となっています。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・田富総合会館は、老朽化が進行しており多額の財政負担が見込まれるため、建物を解体し機能面を玉穂総合会館等へ集約します。
- ・農業者トレーニング研修センター(研修室)は今後の活用方針もないため、財政状況を加味しながら解体します。その際には、避難所の見直しもあわせて行います。

- ・陶芸教室(玉穂総合会館内)は、維持管理しつつ市内の陶芸室を集約化していきます。

(2) 社会教育系施設

〈図書館〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	玉穂生涯学習館	2,261	23	直営	—
2	田富図書館	1,279	26	直営	—
3	豊富図書館 (玉穂生涯学習館豊富分館)(豊富支所内)	—	43	直営	—
	合 計	3,540			

② 現状と課題

- ・本市の図書館は3施設、延べ面積の合計は約3,540 m²あり、玉穂生涯学習館と田富図書館は築後20年以上を経過し、豊富図書館は築後40年以上を経過しています。
- ・玉穂生涯学習館と田富図書館は単独施設であり、豊富図書館は豊富支所内に併設された複合施設です。
- ・いずれの施設も同種施設が市内にあり、今後の施設のあり方が課題です。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・各施設は本市の社会教育環境の充実を図るうえで共に重要な役割を果たしていますが、市内に同種施設が3か所あり施設が分散しているため、市民が利用しやすい環境整備や社会教育環境の充実を図るため、図書館施設の適正化を検討します。
- ・適正化については、現在の利用状況や各施設の老朽化状況等を総合的に判断し、個別施設計画等において検討します。

〈博物館等〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	豊富郷土資料館	1,157	27	指定管理	—
	合 計	1,157			

② 現状と課題

- ・本市の博物館等は1施設、延べ面積の合計は約1,157 m²あり、築後20年以上を経過しています。
- ・豊富郷土資料館は、郷土の歴史・民俗・文化等に関する資料を収集・保管・展示する目的で設けられ、指定管理者により運営されています。
- ・設備が老朽化していることと、利用者数の減少が課題です。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・豊富郷土資料館は適正な維持補修を実施し、当面維持管理していきます。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

〈スポーツ施設〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	農業者トレーニング研修センター (アリーナ)	1,133	39	その他	○
2	田富北体育館	709	36	直営	—
3	玉穂B & G海洋センター	1,206	34	指定管理	—
4	与一弓道場	216	24	指定管理	—
5	浅利弓道場	101	42	直営	—
	合 計	3,365			

② 現状と課題

- ・本市のスポーツ施設は5施設、その内訳は体育館と弓道場が各2施設、プールが1施設あります。延べ面積の合計は約3,365 m²あり、8割の施設が築後30年以上を経過しています。
- ・農業者トレーニング研修センター(アリーナ)は、地域の社会体育活動の場として利用されていますが築後30年を経過し、施設の老朽化が進行しています。
- ・玉穂B & G海洋センターは老朽化に伴い令和3年度に改修工事を実施し、指定管理者により運営されています。
- ・与一弓道場は県内外の人々に幅広く利用され、浅利弓道場は主に体育協会の活動に

利用されています。浅利弓道場は神社境内に整備されており、また築後 40 年以上を経過し、施設の老朽化が進行しています。

③ マネジメント方針(第 4 章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・農業者トレーニング研修センター(アリーナ)は、総合防災公園内のスポーツ広場(フットサル場等)の供用が開始されており、これに伴い利用種目がフットサルである当該施設は休館しています。老朽化も進行しているため新市民体育館建設後に解体を予定しています。
- ・田富北体育館は新市民体育館建設までの代替施設として使用し、新市民体育館完成後に解体します。
- ・玉穂 B & G 海洋センターは適正な維持管理を実施していきます。
- ・与一弓道場は適正な維持補修を実施し、当面維持管理していきます。
- ・浅利弓道場は利用者が限定的であるため必要最低限度での維持に努めます。当面は施設を維持し、老朽化の状況により与一弓道場への機能統合を検討します。

〈レクリエーション施設〉

① 施設概要

(令和 2 年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	シルク工芸館ふれあい館 (シルクふれんどりい)	1,772	25	指定管理	○
	合 計	1,772			

※避難所は、状況に応じて使用する場合があります。

② 現状と課題

- ・本市のレクリエーション施設は 1 施設、延べ面積の合計は約 1,772 m²あり、築後 20 年以上を経過しています。
- ・シルク工芸館ふれあい館(シルくれれんどりい)は観光政策において主要な施設であり、宿泊施設と入浴施設および体験施設を有し、指定管理者が運営しています。宿泊施設は、県外利用者の占める割合が多く、春や夏のシーズンでは、隣接弓道場の利用者が宿泊することもあります。築後 20 年以上を経過し、温泉設備を含めた老朽化対策が課題です。また、近年は利用者が減少していることも課題となっています。

③ マネジメント方針(第 4 章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・観光政策を推進する上で重要な施設であり、市営の温泉施設の集約化も行うことから早期の改修を目指します。

(4) 産業系施設

〈産業施設〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	道の駅とよとみ(交流促進センター・農産物直売所・農畜産物処理加工施設)	2,540	23	指定管理	—
2	た・から(農産物直売所)	617	16	その他	—
3	堆肥置場	123	35	直営	—
4	高部地区排水機場	126	28	直営	—
5	宇坪排水機場	560	44	直営	—
6	浅利揚水機場	21	43	直営	—
7	大田和用水ポンプ場	16	41	直営	—
8	東花輪川排水機場	270	15	直営	—
	合計	4,273			

② 現状と課題

- ・本市の産業施設は、農産物直売施設が2施設、農作関連施設が1施設、揚排水機場等が5施設あります。延べ面積の合計は約4,273㎡あり、5割の施設が築後30年以上を経過しています。
- ・道の駅とよとみは指定管理者が運営し、現在、農産物直売所は農事組合法人た・からへ貸し出しており、当該法人が「た・から(農産物直売所)」を運営しています。施設の老朽化対策や、人々を惹きつけ続ける魅力的な施設整備など、将来必要となる財源の確保が必要です。道の駅とよとみは、利用者数の減少が課題です。
- ・堆肥置場は養蚕組合の倉庫として整備されましたが、組合解散に伴い本市が管理を引き継いでいます。利用者が限定的であることや、老朽化対策が課題です。
- ・揚水機場は、主に水稻に使用し、水田に不足する用水を確保するために設けた施設です。
- ・排水機場は、大雨や洪水等による湛水を未然に防止し、流域の浸水被害を軽減するために設けられています。排水機場の上部構造は全て耐震性があり、下部構造については今後診断を行う予定です。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・道の駅とよとみは、農業振興において主要な施設であり、老朽化も進んでいることから早期の改修を目指します。
- ・た・からは、第1期個別施設計画に基づき、維持管理していきます。
- ・堆肥置場は修繕を行わず当面維持し、老朽化状況により解体します。
- ・揚排水機場は、個別施設計画に基づき維持管理していきます。

(5) 学校教育系施設

〈学校〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	田富北小学校	4,497	—	直営	○
2	田富小学校	6,004	47	直営	○
3	田富南小学校	4,089	32	直営	○
4	玉穂南小学校	4,863	28	直営	○
5	玉穂南小学校下河東分校	63	—	直営	—
6	三村小学校	5,294	44	直営	○
7	豊富小学校	4,291	0	直営	○
8	田富中学校	7,178	50	直営	○
9	玉穂中学校	6,845	35	直営	○
10	玉穂中学校下河東分校	34	—	直営	—
	合 計	43,158			

※田富北小学校は現在建設中です。下河東分校は山梨大学医学部附属病院内の施設です。

② 現状と課題

- ・本市の小学校は6校、中学校は2校、延べ面積の合計は約43,158㎡あり、約6割が築後30年以上を経過しています。この他に、山梨大学医学部附属病院内に小学校と中学校の分校があります。
- ・小学校は、学校により児童一人あたりの延べ面積にバラつきがあり、児童数の偏りを解消するために学区再編が課題となります。
- ・施設の中には、大規模改修資格年度を超過した建物が複数あり、課題となっています。また、国の補助を受ける改修工事は、改修周期が定められており、建物部位によっては改修時期が合わなく、結果的に不具合箇所の拡大を招く場合があります。課題となっています。
- ・リニア中央新幹線整備に伴い、田富北小学校は移転改築をしています。令和5年度に完成予定です。
- ・田富小学校は今後、長寿命化改修を予定しています。令和5年度以降に仮設校舎の建築を予定しています。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・中央市立小中学校施設長寿命化計画(平成31年3月)に基づき、各学校施設の長寿命化改修を中心とした整備を行います。
- ・児童生徒数の減少による空き教室については、少人数学級や特別支援教室の増など

様々な視点での有効活用を検討します。

- ・小中学校は、今後の人口減少等の動向により教育環境が大きく変動することが予想されることから、学びの環境を最優先とした教育環境を確保するための学校施設の適正化を検討します。

〈その他教育施設〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	学校給食センター	2,827	2	直営	—
2	三村小学校(食堂棟)	868	44	—	—
3	玉穂南小学校(食堂棟)	463	28	—	—
4	田富南小学校(給食室棟)	170	32	—	—
5	豊富小学校(給食棟)	644	25	—	—
6	玉穂中学校(食堂棟)	479	34	—	—
7	玉穂学校給食共同調理場	409	35	—	—
8	田富小・中学校給食室	230	43	—	—
	合計	6,090			

② 現状と課題

- ・本市のその他教育施設は8施設、延べ面積の合計は約6,090 m²あり、約9割の施設が築後20年以上を経過しています。
- ・学校給食の調理場は、1か所に集約したセンター方式を採用しています。各学校にある厨房は未利用となっており、一部施設に併設されているランチルームについても、一斉喫食での利用は新型コロナウイルス感染症対策として中止しています。今後の老朽化対策、施設のあり方に課題があります。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・給食センター以外の施設では廃止や用途変更などの検討を行い、中央市立小中学校施設長寿命化計画(平成31年3月)に基づき、必要に応じて計画的な修繕と改修による長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

(6) 子育て支援施設

〈保育施設〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	玉穂保育園	1,144	47	直営	○(福祉)
2	田富第一保育園	1,104	44	直営	—
3	田富第二保育園	860	49	直営	—
4	田富第三保育園	1,069	43	直営	—
5	田富北保育園	531	38	直営	—
6	豊富保育園	616	33	直営	○
	合計	5,324			

※○(福祉)は、福祉避難所を示します。

② 現状と課題

- ・本市の保育施設は6施設、延べ面積の合計は約5,324 m²あり、全ての施設が築後30年以上を経過しています。
- ・玉穂保育園は築後40年以上を経過し、設備関係が特に老朽化していることが課題です。
- ・田富第一保育園と田富北保育園は、保育所の在り方検討委員会報告書(提言)(平成31年3月)に基づき機能集約を検討します。その方法や実施時期が検討課題です。
- ・田富第二保育園と田富第三保育園は、保育所の在り方検討委員会報告書(提言)(平成31年3月)に基づき機能集約を検討します。その方法や実施時期が検討課題です。
- ・豊富保育園は大規模改修を実施したため建物面での課題はありません。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・玉穂保育園は老朽化が進んでいるため第1期個別施設計画に基づき大規模改修の実施を目指します。
- ・田富第一保育園は第1期個別施設計画に基づき大規模改修を行い、田富北保育園との集約化を目指します。
- ・第1期個別施設計画に基づき田富第二保育園と田富第三保育園を集約し、田富第二保育園の位置に園舎の建替えを行います。
- ・豊富保育園は大規模改修済みであるため、当面は適正な維持管理を実施します。

〈児童施設〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	玉穂中央児童館	307	33	直営	—
2	玉穂北部児童館	202	33	直営	—
3	玉穂西部児童館	270	31	直営	—
4	田富中央児童館	290	42	直営	—
5	田富わんぱく児童館	197	40	直営	—
6	田富ひばり児童館	196	39	直営	—
7	田富杉の子児童館	205	33	直営	—
8	田富すみれ児童館	253	23	直営	—
9	豊富児童館	192	30	直営	—
10	豊富保健センター(児童クラブ)	412	36	直営	○
	合 計	2,524			

② 現状と課題

- ・本市の児童施設は10施設、延べ面積の合計は約2,524㎡あり全ての施設が築後20年以上を経過しています。
- ・一部の児童館は、放課後児童クラブを併設しています。この他に、豊富保健センターは放課後児童クラブのみに利用されています。
- ・玉穂中央児童館はリニア中央新幹線事業に伴い、また玉穂北部児童館は施設複合化のため玉穂支所に移転します。
- ・玉穂西部児童館、田富中央児童館、田富わんぱく児童館、田富ひばり児童館、田富すみれ児童館は児童館再編が課題となっています。他児童館との集約の検討や施設の老朽化対策が課題です。玉穂西部児童館は土地が借地であることから今後の施設のあり方も課題です。
- ・田富杉の子児童館、豊富児童館は築後30年以上が経過し、老朽化対策が課題です。
- ・豊富保健センターは主に放課後児童クラブとして活用されており、豊富支所へ移転します。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- 児童館施設は1小学校区1児童館の方針(原則)(ただし、三村小学校区及び玉穂南小学校区は、玉穂支所2階に児童館を集約)に基づき集約し、整備を行います。
- 玉穂中央児童館はリニア中央新幹線事業に伴い移転が必要とされるため、現在の機能を玉穂支所2階に移転し、令和4年4月より供用を開始しています。
- 玉穂北部児童館は機能を玉穂支所2階に集約し、令和4年4月より供用を開始しています。
- 玉穂西部児童館は児童館機能を玉穂支所2階に集約します。放課後児童クラブとしても利用しているため施設は存続し、第1期個別施設計画に基づき移転を含めた施設の在り方の方針決定を目指します。
- 田富中央児童館は放課後児童クラブの割合が非常に高くなっています。児童館機能は集約し、既存施設が活用可能か検討します。第1期個別施設計画に基づき既存施設の長寿命化を前提として、施設の在り方の方針決定を目指します。
- 田富わんぱく児童館は長寿命化に不適合であるため田富中央児童館に集約し、建物は解体します。第1期個別施設計画に基づき田富中央児童館への集約を目指します。
- 田富ひばり児童館は長寿命化に不適合であるため建物については建て替えとします。第1期個別施設計画に基づき新児童館に建て替え、田富すみれ児童館の集約を目指します。移転場所については既存施設の利活用も検討し、最も費用対効果が高い方法で集約を行います。
- 田富すみれ児童館は第1期個別施設計画に基づき新ひばり児童館への集約を目指します。当該施設の利活用がない場合は解体します。
- 田富杉の子児童館は第1期個別施設計画に基づき大規模改修の実施を目指します。建物の老朽化により目標年数までの維持が難しい場合、大規模改修のタイミングでの建替えを検討します。
- 豊富児童館は1小学校区1児童館の方針等から、当面は必要な改修を行いながら維持管理していきます。大規模改修については、第1期個別施設計画に基づき実施を目指します。
- 豊富保健センターは保健センターとしての機能を終了しています。放課後児童クラブは豊富支所に機能を移転し複合化します。建物については周辺他施設と調整しながら解体していきます。

(7) 保健・福祉系施設

〈高齢福祉施設〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	田富福祉公園コミュニティセンター	1,583	29	直営	—
2	豊富健康福祉センター	1,401	28	直営	○(福祉)
3	大鳥居ふれあいプラザ	210	18	直営	○
	合計	3,194			

※○(福祉)は、福祉避難所を示します。

大鳥居ふれあいプラザ(避難所)は、状況に応じて使用する場合があります。

② 現状と課題

- ・本市の高齢者福祉施設は3施設、延べ面積の合計は約3,194 m²あり、2施設が築後20年以上を経過しています。
- ・田富福祉公園コミュニティセンター、豊富健康福祉センターは施設や設備の老朽化が進行し故障等の不具合が多く発生しています。施設の維持や改修工事には多くの費用を要することから、今後の施設のあり方の検討が課題です。
- ・大鳥居ふれあいプラザは利用者が限定的であるため、施設の活用方法が課題です。施設管理の方法も今後の検討課題です。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・田富福祉公園コミュニティセンターは施設や温泉設備の老朽化が進んでおり、維持管理・運営費に加え、大規模改修に係る多額の費用が必要になると見込まれ、公共施設の適正化の観点から大規模改修を行わず、シルク工芸館ふれあい館(シルクふれんどりい)の温泉施設等を活用し機能集約を図ります。建物については集約後に解体するものとしますが、他の機能に活用する場合、費用対効果等を考慮したうえで検討します。
- ・豊富健康福祉センターは、本市で管理運営している温泉部分と、中央市社会福祉協議会が実施しているデイサービス部分に分かれています。温泉施設は老朽化が進んでおり、維持管理・運営費に加え、大規模改修に係る多額の費用が必要になると見込まれ、公共施設の適正化の観点から温泉施設に関しては大規模改修を行わず、シルク工芸館ふれあい館(シルクふれんどりい)の温泉施設等を活用し機能集約を図ります。建物は中央市社会福祉協議会と協議を行い、維持管理方法や改修費等の費用負担について検討します。
- ・大鳥居ふれあいプラザは当面管理し、適正な維持管理を実施します。将来的には自治会に管理を移管することも検討します。

〈障がい福祉施設〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	中央市・昭和町障がい者相談支援センター	104	1	直営	—
	合 計	104			

② 現状と課題

- ・本市の障がい福祉施設は1施設、延べ面積の合計は約104㎡あり、2020年に建設されています。
- ・昭和町と共同で整備した施設となります。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・中央市・昭和町障がい者相談支援センターは適正な維持管理を実施します。

〈保健施設〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	玉穂勤労健康管理センター	771	39	直営	○(福祉)
	合 計	771			

※○(福祉)は、福祉避難所を示します。

② 現状と課題

- ・本市の保健施設は1施設、延べ面積の合計は約771㎡あり、築後30年以上を経過していますが、平成20年度に大規模改修をしています。
- ・玉穂勤労健康管理センターは乳幼児健診や親子教室等で活用しています。また、令和3年度から総合健診を当施設に集約し実施しています。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・玉穂勤労健康管理センターは、必要な維持補修を行いながら、適正な維持管理を実施します。

(8) 行政系施設

〈庁舎等〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	中央市役所(本館)	3,828	2	直営	—
2	中央市役所(南館)	3,064	34	直営	—
3	中央市役所玉穂支所 (旧玉穂庁舎分を含む)	3,365	40	直営	—
4	中央市役所豊富支所 (旧豊富庁舎分を含む)	2,382	43	直営	○
	合計	12,638			

② 現状と課題

- ・本市の庁舎等は4施設、延べ面積の合計は約12,638㎡あり、約8割が築後30年以上を経過しています。
- ・中央市役所(本館)、中央市役所(南館)は本庁舎として平成30年・令和元年度に施設の増設と既存庁舎の改修を行い、本庁舎・2支所体制で業務を実施しています。
- ・玉穂支所は旧玉穂庁舎を改修し業務を実施しています。また、令和3年度に子育て支援の拠点として再整備を実施しています。
- ・豊富支所は支所機能以外に図書館や中央公民館の機能を持つ複合施設として利用されています。さらに、令和4年度には放課後児童クラブ機能を追加するための改修工事を実施しています。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・本市の庁舎等は必要な維持補修を行いながら適正な維持管理を実施します。

〈消防施設〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	田富防災会館	400	19	直営	—
2	田富コミュニティ防災センター	230	38	直営	—
3	防災備蓄倉庫(農村公園)	199	14	直営	—
4	防災資機材倉庫_田富北小学校	24	0	直営	—
5	防災資機材倉庫_豊富支所	24	0	直営	—
6	消防団玉穂第1分団第1部	15	20	直営	—
7	消防団玉穂第1分団第2部	19	12	直営	—
8	消防団玉穂第1分団第4部	18	12	直営	—
9	消防団玉穂第1分団第5部	22	19	直営	—
10	消防団玉穂第1分団第6部	23	31	直営	—
11	消防団玉穂第2分団第7部	32	31	直営	—
12	消防団玉穂第2分団第8部	60	31	直営	—
13	消防団玉穂第2分団第9部	18	41	直営	—
14	消防団玉穂第2分団第10部	16	21	直営	—
15	消防団玉穂第2分団第11部	19	19	直営	—
16	消防団玉穂第2分団第12部	24	31	直営	—
17	消防団消防車庫(玉穂支所敷地内)	125	33	直営	—
18	消防団田富第1分団第1部	11	41	直営	—
19	消防団田富第1分団第2部	11	51	直営	—
20	消防団田富第1分団第3部	13	21	直営	—
21	消防団田富第1分団第5部	15	24	直営	—
22	消防団田富第1分団第13部	12	51	直営	—
23	消防団田富第2分団第6部	11	51	直営	—
24	消防団田富第2分団第7部	12	41	直営	—
25	消防団田富第2分団第8部	19	7	直営	—
26	消防団田富第2分団第12部 (田富コミュニティ防災センター内)	—	38	直営	—
27	消防団田富第3分団第9部	42	41	直営	—
28	消防団田富第3分団第10部	99	12	直営	—
29	消防団田富第3分団第11部	92	41	直営	—
30	消防団田富第3分団第14部	17	41	直営	—

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
31	消防団豊富第1分団第1部	38	21	直営	—
32	消防団豊富第1分団第2部	41	21	直営	—
33	消防団豊富第2分団第3部	28	21	直営	—
34	消防団豊富第3分団第5部	124	17	直営	—
35	消防団豊富第3分団第6部	37	21	直営	—
36	消防団田富第3分団第11部 (車庫)	11	51	直営	—
	合 計	1,902			

② 現状と課題

- ・本市の消防施設は 36 施設、延べ面積の合計は約 1,902 m²あり、約 7 割の施設が築後 20 年以上を経過しています。
- ・田富防災会館は防災活動以外に、子育て関係や教育支援事業にも活用されています。
- ・田富コミュニティ防災センターは一部を本来の目的以外に使用しているため、施設のあり方が課題です。
- ・防災備蓄倉庫(農村公園)は新しい建物であり、特に問題はありません。
- ・消防団施設(31 施設)は多くの施設が老朽化するなかで、消防団再編の検討を進めています。施設についてもその再編状況に応じて対策を検討する必要があります。

③ マネジメント方針(第 4 章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・田富防災会館は必要な維持補修を行い、適正な維持管理を実施します。
- ・田富コミュニティ防災センターの施設の在り方については、第 1 期個別施設計画に基づき方針決定を目指します。
- ・防災備蓄倉庫(農村公園)は必要な維持補修を行い、適正な維持管理を実施します。
- ・消防団施設(31 施設)は消防団の再編を考慮しなければならないため、消防団の再編状況に応じて消防団施設についても検討します。

〈その他行政系施設〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	角川水防倉庫	10	41	直営	—
2	浅利水防倉庫	10	41	直営	—
3	臼井水防倉庫	33	40	直営	—
	合 計	53			

② 現状と課題

- ・本市のその他行政系施設は3施設、延べ面積の合計は約53㎡あり、いずれも築後40年以上を経過しています。
- ・施設の老朽化が進行していることや、水防施設としての利用状況を鑑み、今後の施設の在り方を検討する必要があります。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・いずれの施設も修繕を行わず当面維持し、老朽化状況により周囲への危険等が生じた場合は解体します。

(9) 公営住宅

〈公営住宅〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	釜無団地	758	51	直営	—
2	久保団地	3,462	35	直営	—
3	山王団地	2,177	50	直営	—
4	下田保団地	378	57	直営	—
5	神明団地	1,256	15	直営	—
6	飛石団地	1,092	55	直営	—
7	布施北団地	238	55	直営	—
8	布施団地	1,329	27	直営	—
9	町之田団地	1,338	50	直営	—
10	山宮団地	844	44	直営	—
	合 計	12,872			

② 現状と課題

- ・本市の公営住宅は10施設、延べ面積の合計は約12,872㎡あり、8割の施設が築後30年以上を経過しています。
- ・公営住宅は、用途別面積では学校教育系施設、行政系施設に続き3番目に多い施設であり、維持管理・更新等の費用の縮減が課題です。
- ・入居率は令和3年9月時点で100%となっています。
- ・募集停止している団地の6施設は、空き家になり次第随時解体をしています。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・中央市公営住宅等長寿命化計画(令和4年度~令和13年度)(令和4年3月)に基づき、住宅の集約化と計画的な修繕と改修による長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・住宅を集約化するには、人口見込、少子高齢化、世帯動向等を踏まえた上で、住環境の充実化を図るとともに規模の適正化を進めます。

(10) その他

〈その他施設〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	東花輪駅前施設	528	9	直営	—
2	旧資料館	442	84	直営	—
3	地域安全ステーション	76	34	直営	—
4	陶芸作業所	72	42	直営	—
5	中央市・昭和町教育支援センター (にじいろ教室)	67	16	直営	—
	合 計	1,185			

② 現状と課題

- ・本市のその他施設は5施設、延べ面積の合計は約1,185㎡あり、6割の施設が築後20年以上を経過しています。
- ・東花輪駅前施設は、通勤・通学に必要な機能として整備されています。
- ・旧資料館は老朽化が著しく、安全面での懸念があります。
- ・地域安全ステーションは今後の施設のあり方が課題です。
- ・陶芸作業所は老朽化の進行と利用状況から、同種施設への集約が課題です。
- ・中央市・昭和町教育支援センター（にじいろ教室）は昭和町と共同で整備した施設です。老朽化の進行と利用者の増加によるスペース不足が課題です。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・東花輪駅前施設は利用者の多い施設であり、必要な維持補修を行って適正な維持管理を実施します。
- ・旧資料館は施設の利活用等の用途が無いと判断され、保管してある文化財等の移設施設が確保される場合は、老朽化が著しいため解体します。
- ・地域安全ステーションは、第1期個別施設計画に基づき施設の在り方の方針決定を目指します。
- ・陶芸作業所は利用者が限定的で老朽化も進んでいることから、玉穂総合会館内の陶芸教室に機能を集約します。
- ・中央市・昭和町教育支援センター（にじいろ教室）は第1期個別施設計画に基づき今後の施設のあり方を検討します。

(11) 休止・廃止施設

〈未利用施設〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	旧豊富診療所	418	47	—	—
2	田富市民体育館	1,582	—	—	—
	合計	2,000			

② 現状と課題

- ・旧豊富診療所の延べ面積は約 418 m²あり、築後 40 年以上を経過しています。
- ・田富市民体育館は令和 3 年度に解体済みですが、総合防災公園内に再整備予定のため解体前の面積を計上しています。

③ マネジメント方針(第 4 章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・旧豊富診療所は老朽化が著しく、施設の利活用の見込みもないため解体します。

〈貸付等施設〉

① 施設概要

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態	避難所指定
1	旧若宮第2公園管理棟	141	28	自治会へ貸出	—
2	旧浅利川ふれあい館	101	18	自治会へ貸出	—
3	旧田富つくし児童館	206	28	他団体へ貸出	—
4	旧田富ひまわり児童館	409	40	他団体へ貸出	—
5	旧田富健康管理センター	726	55	他団体へ貸出	—
6	大鳥居櫛田共同飼育施設	741	34	—	—
7	大田和農業振興施設	990	14	—	—
	合 計	3,314			

② 現状と課題

- ・本市の貸付等施設は7施設、延べ面積の合計は約3,314㎡あり、約7割の施設が築後20年以上を経過しています。
- ・自治会または他団体へ貸出している施設は、老朽化が進んでいる施設もあり今後の施設の管理方法が課題です。
- ・大鳥居櫛田共同飼育施設、大田和農業振興施設は老朽化の進行と利用者が限られていることから、今後の施設の管理方法が課題です。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・自治会へ貸出ししている施設は貸出し期間終了後、老朽化状況により解体します。
- ・他団体へ貸出ししている施設は賃貸契約終了後、利活用計画がない場合は解体します。
- ・大鳥居櫛田共同飼育施設、大田和農業振興施設は建物の活用・解体方針の検討を行い、方針を決定します。

5-2 インフラ施設の基本方針

(1) 道路・橋りょう

① 施設概要

道路

(令和2年度末現在)

種別	実延長(m)	道路面積 道路部(m ²)
1級(幹線)市道	43,757	317,633
2級(幹線)市道	19,526	116,078
その他の市道	305,077	1,432,122
農道	107,483	299,886
林道	4,080	16,320
合計	479,923	2,182,039

橋りょう

(令和2年度末現在)

構造	橋りょう数(橋)	橋りょう面積(m ²)
PC橋	98	6,808
RC橋	210	3,772
鋼橋	48	4,235
木橋	3	71
その他	55	1,496
合計	414	16,382

※橋りょう数には、農道及び林道の橋りょうも含めます。

② 現状と課題

- ・本市は、田富・玉穂地区の田園地帯である市街化地域と、豊富地区の丘陵地帯である農村地区が共生する地域です。本市が管理する道路・橋りょうは、市民の生活基盤として市内を網羅する形で整備されてきました。
- ・道路の実延長は約 479,923m、道路面積は約 2,182,039 m²となり、橋りょうの橋数は 414 橋、橋りょう面積は約 16,382 m²です。
- ・道路・橋りょうは整備年度の不明な施設が多く、経過年度を正確に把握できないことが課題です。
- ・現在、道路は道路ストック総点検に基づいた舗装の修繕、優先順位を定めて修繕計画を策定しています。

③ **マネジメント方針**(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・ 予防保全を推進し、維持管理コストの縮減に取り組みます。
- ・ 道路は、道路ストック総点検結果に基づく舗装改修を実施し、橋りょうは「橋梁長寿命化修繕計画(平成26年2月)」や道路法に基づいて、5年に一度の近接目視点検と修繕を引き続き実施します。
- ・ 農林道橋は、各個別施設計画に基づき維持管理を引き続き実施します。
- ・ 財政状況を考慮して中長期的な視点から整備を図ります。
- ・ ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を推進します。

(2) **上水道・簡易水道**

① **施設概要**

送水管

(令和2年度末現在)

種別	実延長(m)
100mm	554
150mm	663
200mm	30
250mm	47
合計	1,294

導水管

(令和2年度末現在)

種別	実延長(m)
300mm未満	4,949
合計	4,949

配水管

(令和2年度末現在)

種別	実延長(m)
50mm以下	7,884
75mm以下	55,760
100mm以下	32,512
125mm以下	550
150mm以下	34,356
200mm以下	14,762
250mm以下	1,387
300mm以下	610
350mm以下	10
合計	147,831

上水道付帯施設

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)
1	今福配水場	234	31
2	今福第1水源	10	31
3	今福第2水源	18	5
4	布施配水場	305	5
5	布施第1水源	4	48
6	布施第2水源	4	47
7	布施第3水源	1	40
8	布施資材置場	42	4
9	リバーサイド配水場	181	41
10	リバーサイド第1水源	36	41
11	リバーサイド第2水源	5	16
12	リバーサイド資材置場	181	16
13	鍛冶新居配水場 (休止中)	16	49
14	鍛冶新居水源 (休止中)	7	49
	合 計	1,043	

簡易水道付帯施設

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)
1	簡易水道 第1水源	7	54
2	簡易水道 第3水源	16	36
3	簡易水道 第4水源	7	35
4	簡易水道 第5水源	6	35
5	簡易水道 第6水源	7	29
6	簡易水道 第7水源	11	29
7	簡易水道 第8水源	13	24
8	簡易水道 第9水源	15	22
9	簡易水道 第1送水ポンプ場	34	50
10	簡易水道 第3送水ポンプ場	16	36
11	簡易水道 第1配水池	11	54
12	簡易水道 第2配水池	62	28
13	簡易水道 第3配水池	8	36
14	簡易水道 第4配水池	65	15
	合 計	279	

② 現状と課題

- 中央市新水道ビジョン(平成 30 年 3 月)に基づき、田富地区では上水道事業、豊富地区では簡易水道事業が行われています。
- 管路の実延長の合計は 154,074m となり、付帯施設の延べ面積の合計は 1,322 m²となります。
- 管路や施設の老朽化が著しいですが、漏水が多い路線を中心に配水管の耐震化工事を進めています。配水施設に関しても更新を計画していますが、更新費用が高むことにより財政が圧迫していくことが課題となっています。

③ マネジメント方針(第 4 章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- 中央市新水道ビジョン(平成 30 年 3 月)に基づき、主要管路や管種に応じた耐震化と、計画的な維持管理等、詳細な内容を検討します。
- 今後、今福配水場(平成 3 年建設)の更新を迎えることとなりますが更新はせず、廃止する方向で検討します。

(3) 下水道（農業集落排水含む）

① 施設概要

管径別延長

(令和2年度末現在)

径別	実延長(m)
～250	171,719
251～500	8,915
501～1000	2,115
合 計	182,749

管種別延長

(令和2年度末現在)

種別	実延長(m)
コンクリート管	15,355
塩ビ管	165,548
その他	1,846
合 計	182,749

下水道付帯施設

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)
1	高部地区農業集落排水処理施設	296	25
2	浅利川西部地区農業集落排水処理施設	317	25
3	浅利川東部地区農業集落排水処理施設	323	27
4	浅利地区農業集落排水処理施設	258	26
5	浅利地区第2農業集落排水処理施設	199	16
6	とよとみクリーンセンター（し尿処理施設）	764	23
7	とよとみクリーンセンター（塵芥処理施設）	215	16
8	とよとみクリーンセンター（便所）	12	23
9	田富よし原処理センター（し尿処理施設1）	246	41
10	田富よし原処理センター（し尿処理施設2）	49	44
11	田富よし原処理センター（倉庫1）	59	44
12	田富よし原処理センター（倉庫2）	7	44
13	中尾宇山地区農業集落排水処理施設	19	33
14	豊富地区資源循環施設製品倉庫	154	16
	合 計	2,918	

② 現状と課題

- 本市の汚水処理は、流域関連公共下水道事業をはじめとして、農業集落排水事業、コミュニティプラント、個人設置型合併処理浄化槽、個人設置型浄化槽及びくみ取り式となっています。
- 管路の実延長の合計は約 182,749m となり、下水道付帯施設の延べ面積の合計は約 2,918 m²となります。
- 今後は増加する下水道施設への対応、特にリバーサイドタウンの下水道管渠(昭和 51 年度整備済)の本市への移管(平成 28 年 4 月移管)に伴う、下水道管渠の管理延長増加への対応が急務です。

③ マネジメント方針(第 4 章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- 下水道施設のストックマネジメント^{※24}計画により、計画的・効率的に事業継続を行います。
- 下水道事業（農業集落排水含む）における経営戦略に基づき、中長期的な視点に立ち事業の推進を図ります。
- 田富・玉穂地区においては、公共下水道の普及促進事業の事業推進を行っており、今後も公共下水道による集合処理区域の拡大を進めていきます。豊富地区においては、農業集落排水により集合処理事業は整備完了としているため、処理区域外となる地域は個人設置型合併処理浄化槽による処理を行うこととしています。

※24 スtockマネジメント：下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。（「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」平成 27 年 11 月，国土交通省から引用）

(4) 公園

① 施設概要

都市公園等

(令和2年度末現在)

番号	公園名称	種別	開設面積(m ²)
1	若宮第1公園(さくら公園)	街区公園	1,499
2	若宮第2公園(若宮公園)	街区公園	7,528
3	若宮第3公園(四季の花公園)	街区公園	2,501
4	阿原第2公園(相ノ田公園)	街区公園	721
5	成島1号公園	街区公園	2,626
6	成島2号公園	街区公園	1,572
7	下河東1号公園	街区公園	2,379
8	下河東2号公園	街区公園	2,501
9	山王川河川緑地	緑地公園	6,135
10	田富ふるさと公園	近隣公園	4,887
11	常永川河川緑地	緑地公園	9,521
12	鍛冶新居1号公園	街区公園	2,100
13	鍛冶新居2号公園	街区公園	3,000
14	総合防災公園	地区公園	* 50,718
都市公園計			97,688
15	玉穂ふるさとふれあい広場	—	* 41,285
16	豊富シルクの里公園	—	14,433
17	農村公園	—	* 29,355
18	地域公園等	—	47,113
その他公園計			132,186
公園施設合計			229,874

* グラウンド面積含む

公園施設

(令和2年度末現在)

番号	施設名称	延べ面積(m ²)	築年数(年)	運営形態
1	若宮第1公園(さくら公園) 公衆便所	1	26	直営
2	若宮第2公園(若宮公園) 公衆便所	1	26	直営
3	若宮第3公園(四季の花公園) 公衆便所	1	26	直営
4	阿原2号公園(相ノ田公園) 公衆便所	1	26	直営
5	成島1号公園 公衆便所	6	7	直営
6	成島2号公園 公衆便所	6	7	直営
7	下河東1号公園 公衆便所	6	7	直営
8	下河東2号公園 公衆便所	6	7	直営
9	鍛冶新居2号公園 公衆便所	6	7	直営
10	田富ふるさと公園 公衆便所	14	37	直営
都市公園施設 計		48		
11	玉穂ふるさとふれあい広場 管理事務所、公衆便所	246	26	直営
12	豊富シルクの里公園 公衆便所	46	26	指定管理
13	農村公園 管理棟	97	13	指定管理
14	農村公園 シルクハウス	81	0	指定管理
15	豊富農村広場 管理棟、物置	88	43	直営
その他公園施設 計		558		
合 計		606		

② 現状と課題

- ・都市公園は、市民生活の憩いの場として開設する一方で、緊急時の避難場所、生活物資の中継基地の機能も有しています。
- ・本市の都市公園は14箇所、開設面積は約97,688㎡であり、都市公園以外の公園等の開設面積は約132,186㎡あり、開設面積の合計は約229,874㎡です。
- ・公園施設の延べ面積の合計は、都市公園では約48㎡、都市公園以外では約558㎡であり、施設全体の約5割が築後20年以上を経過しています。
- ・公園にある遊具等は定期的な点検の実施、土や砂等の追加は状況に応じて行い、電気設備等が切れた場合は、その都度交換している状況です。
- ・公園内の樹木管理・清掃はシルバー人材センターの活用や委託により維持管理しています。
- ・利用頻度の高い一部遊具は、多くの維持費が掛かることもあり課題となっています。

③ マネジメント方針(第4章 4-4 公共施設等の管理に関する基本方針以外の方針)

- ・維持管理費の縮減と長寿命化を図りながら、都市公園等を適正に管理します。
- ・公園の長寿命化を進めるための計画策定を進めます。

第6章 公共施設等総合管理計画の実施方針

6-1 全庁的な取組体制構築及び情報管理方針

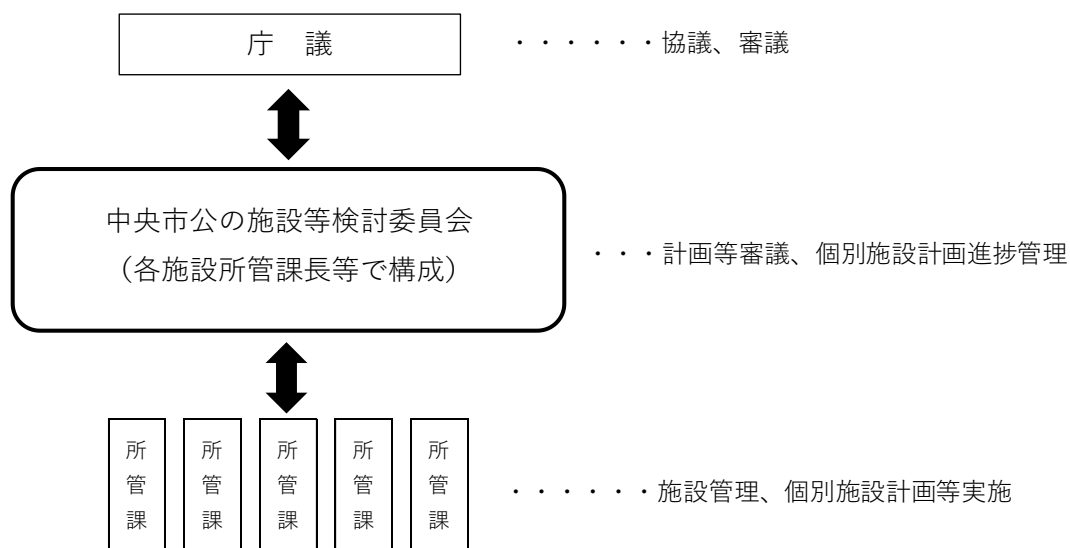
(1) 全庁的な取組体制構築

公共施設等の適正化を進めるため、全庁的な取組体制を構築します。

公共施設等のあり方や、個別施設計画を着実に実施して行くため、「中央市公の施設等検討委員会」において、計画内容の審議や個別施設計画の進捗状況等について、全庁的に情報共有を行い、方針を決定していきます。

当委員会での審議結果等を本市の最高意思決定機関である「庁議」に報告し、内容について協議・審議を行い、公共施設等の適正化を着実に進めます。

図30 取組体制



(2) 情報管理方針

公共施設等の現状をデータで定量的に把握し、定期的に評価し、課題を「見える化」するためにデータを一元的に管理します。収集したデータは、全庁的に把握できる施設カルテとして活用できるように整備を目指します。

また、施設の点検や修繕履歴等の保全情報及び固定資産台帳と連携したデータベースの構築を目指します。

(3) 職員意識改革

公共施設等の効率的かつ効果的な管理を推進するには、職員一人ひとりが常に意識を持って取り組む必要があります。

職員は、公共施設等の現状と公共施設等マネジメントの意義を十分理解し、施設の適正化を図るとともに、市民サービス向上への取り組みが重要です。そのため、研修会・OJT等を通じて職員のコスト意識の醸成を図り、公共施設等のマネジメントを推進していきます。

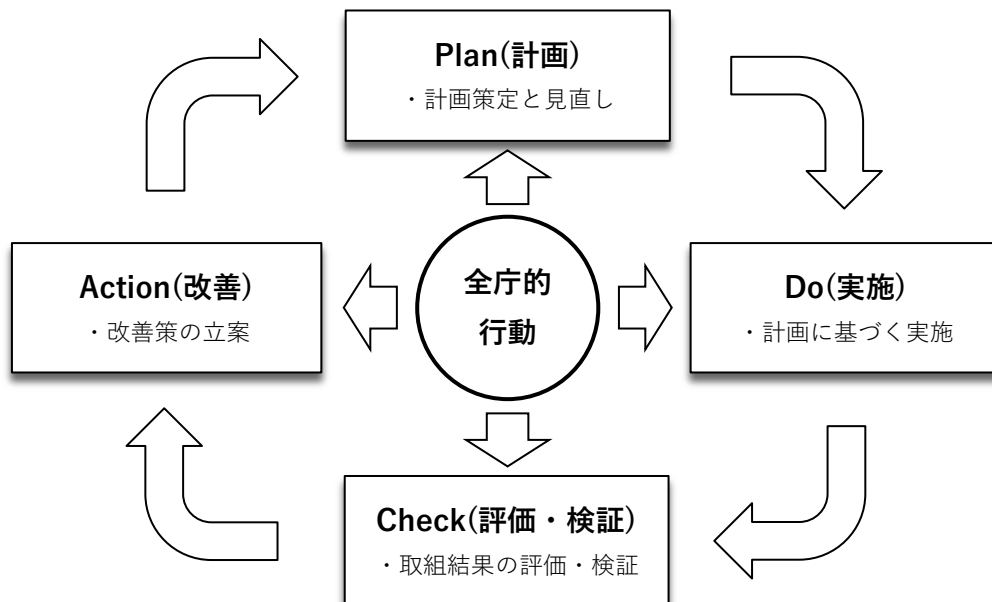
(4) 人材育成と確保

今後の老朽化する公共施設等に適切に対処するには、維持管理・更新等に係る専門的スキルや知識を有する職員を育成し、長期的に担い手を確保する必要があります。そのため、業務の見直しや効率化などにより、維持管理・更新に従事する職員の充実に努めます。

6-2 フォローアップの実施方針

公共施設等総合管理計画の実効性を確保するには、PDCAサイクルを活用し、継続的な改善に取り組むことが必要です。そこで、各々の取り組みについて定期的に評価・検証し、必要に応じて改善策を立案し、計画を見直します。

図31 PDCA サイクル



6-3 市民参加のまちづくり

公共サービスの質と量や、公共施設等の配置や規模など、これらの将来に向けた適正化にあたっては、まちづくりと大いに関係することから、市民の理解が必要不可欠です。そのため、ホームページや広報紙等により、現状の課題や計画の進捗状況などを発信し、情報の共有化を図り、これらについて市民からの意見を募り、今後のまちづくりに反映できるよう努めます。また、公共サービスや公共施設等の特性によっては、市民や専門家による検討会等を設け、検討結果の提言を参考に計画の実施を図ります。

6-4 PPP/PFIの活用

(1) 財政負担軽減と市民サービス向上

公共施設等の整備・運営には多くの費用を必要とするため、財政負担の軽減と共に市民サービスの向上が図れるよう、民間技術・資金・ノウハウを活用し、効率的・効果的な整備・運営が期待される PPP^{※25}/PFI^{※26}導入を検討します。なお、中小自治体の事業では民間事業者の参画が難しくなることも考えられるため、大きな事業規模が見込まれる PFI 等にあっては、事業の広域化とセットで検討します。

(2) 官民間の対話・提案

公共サービスの提供や公共施設等の活用において公民連携を促進するために、自治体と民間事業者との対話や民間事業者からの事業提案など、様々な取組が全国的に広がりつつあります。従来までの自治体が作成した仕様書にもとづく事業者選定に限らず、民間事業者の創意工夫が最大限発揮できる事業手法を検討します。

6-5 地方公会計との連携

本市では、統一的な基準による財務書類を平成 30 年度（平成 29 年度決算）から公表しています。新地方公会計制度では、固定資産台帳の整備により公共施設等の取得年月日、取得価額等の情報が整理され、将来の更新費用の推計やセグメント分析等が可能になりました。

今後は、固定資産台帳の活用に加え施設カルテの整備や精緻な財務分析等を進め、公共施設等の適正化をより一層推進します。

※25 PPP：Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

※26 PFI：Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。（PFI法に基づく事業）

6-6 各種計画との連携

本計画は、建物系公共施設やインフラ施設を中心とした計画となりますが、教育、福祉、環境など様々な分野とも関連するため、各分野の計画とも連携・整合を図りながら公共施設等の適正化を推進します。

資料編

1 長寿命化対策単価表

大分類	中分類	更新単価 (千円/㎡)	長寿命化 (40年目) (千円/㎡)	大規模改修 (20、60年目) (千円/㎡)
市民文化系施設	集会施設	440	308	154
社会教育系施設	図書館	440	308	154
社会教育系施設	博物館等	400	280	140
スポーツ・レクリ エーション系施設	スポーツ施設	370	259	130
	レクリエーション 施設	440	308	154
産業系施設	産業施設	400	280	140
学校教育系施設	学校施設(校舎)	500	350	175
	学校施設(体育館、 武道場)	400	280	140
	学校施設(給食セン ター、給食調理場)	700	490	245
	その他教育施設	200	140	70
子育て支援施設	保育施設	360	252	126
	児童施設	360	252	126
保健・福祉系施設	高齢福祉施設	440	308	154
	障がい福祉施設	360	252	126
	保健施設	360	252	126
行政系施設	行政施設(庁舎等)	440	308	154
	消防施設	320	224	112
	その他行政施設	320	224	112
公営住宅	公営住宅	345	242	121
その他	その他施設	320	224	112
	未利用施設	320	224	112
	貸付施設	320	224	112
公園施設	公園施設	320	224	112
上水道付帯施設	上水道付帯施設	320	224	112
下水道付帯施設	下水道付帯施設	320	224	112
解体	既存建物 解体費	28	—	—

※更新単価及び解体単価は、単純更新時と共通

2 各施設利用状況

〈集会施設〉

番号	施設名称	指標	定義	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	玉穂総合会館	利用率	年間利用枠数あたりの実利用枠数	44.2%	48.4%	50.8%	47.5%	10.4%	18.1%
2	田富総合会館	利用率	年間利用枠数あたりの実利用枠数	27.1%	32.6%	31.7%	31.4%	8.5%	9.5%
3	農業者トレーニング研修センター(研修室)			一般利用なし					
4	豊富中央公民館(豊富支所内)	利用率	年間利用枠数あたりの実利用枠数	10.1%	8.9%	9.7%	8.2%	8.0%	6.4%
5	陶芸教室(玉穂総合会館内)	利用率	年間利用枠数あたりの実利用枠数	1.2%	1.5%	1.4%	1.3%	1.8%	2.1%

〈図書館〉

番号	施設名称	指標	定義	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	玉穂生涯学習館	利用率	蔵書回転率	150.7%	159.3%	144.8%	130.2%	77.0%	106.1%
2	田富図書館	利用率	蔵書回転率	117.7%	110.9%	110.3%	99.7%	63.9%	87.8%
3	豊富図書館 (玉穂生涯学習館豊富分館)(豊富支所内)	利用率	蔵書回転率	42.6%	44.4%	40.5%	34.8%	29.5%	32.4%

〈博物館等〉

番号	施設名称	指標	定義	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	豊富郷土資料館	利用人数	延べ利用人数	8,784	5,598	4,316	3,949	2,194	2,284

〈スポーツ施設〉

番号	施設名称	指標	定義	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	農業者トレーニング研修センター(アリーナ)	利用率	年間利用枠数あたりの実利用枠数	27.9%	30.4%	34.2%	36.2%	22.2%	21.7%
2	田富北体育館	利用人数	延べ利用人数					2,641	7,775
3	玉穂B & G 海洋センター	利用人数	延べ利用人数	9,122	8,369	6,991	1,790		
4	与一弓道場	利用人数	延べ利用人数	1,457	1,889	2,178	1,790	291	397
5	浅利弓道場	利用人数	延べ利用人数	418	388	470	394	339	508

※玉穂B & G 海洋センター：令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により休業。

令和3年度は改修工事により休業。

※田富北体育館：令和2年度途中から社会体育施設として使用。

〈レクリエーション施設〉

番号	施設名称	指標	定義	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	シルク工芸館ふれあい館(シルクふれんどりい)	利用人数	延べ利用人数	43,140	37,785	35,996	34,463	30,109	30,423

〈産業施設〉

番号	施設名称	指標	定義	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	道の駅とよとみ(交流促進センター・農産物直売所・農畜産物処理加工施設)	利用人数	延べ利用人数	324,522	306,294	286,974	274,972	234,509	257,935
2	た・から(農産物直売所)	利用人数	延べ利用人数	131,497	128,675	120,285	116,004	125,949	126,341

〈学校〉

番号	施設名称	指標	定義(基準日)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	田富北小学校	児童生徒数	5月1日	280	281	274	277	270	267
2	田富小学校	児童生徒数	5月1日	354	363	355	365	354	345
3	田富南小学校	児童生徒数	5月1日	180	161	168	159	170	163
4	玉穂南小学校	児童生徒数	5月1日	338	332	341	318	322	318
5	玉穂南小学校下河東分校	児童生徒数	5月1日	6	3	3	3	2	3
6	三村小学校	児童生徒数	5月1日	302	309	305	321	324	324
7	豊富小学校	児童生徒数	5月1日	188	176	182	186	150	148
8	田富中学校	児童生徒数	5月1日	476	457	438	416	401	413
9	玉穂中学校	児童生徒数	5月1日	403	407	381	389	402	398
10	玉穂中学校下河東分校	児童生徒数	5月1日	4	2	0	2	3	4

〈保育施設〉

番号	施設名称	指標	定義(基準日)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	玉穂保育園	在園児数	10月1日	143	127	114	118	130	119
2	田富第一保育園	在園児数	10月1日	127	125	117	122	118	117
3	田富第二保育園	在園児数	10月1日	53	51	56	66	64	61
4	田富第三保育園	在園児数	10月1日	86	81	82	74	75	68
5	田富北保育園	在園児数	10月1日	63	59	56	49	50	47
6	豊富保育園	在園児数	10月1日	74	75	76	64	64	63

〈児童施設〉

児童館

番号	施設名称	指標	定義（基準日）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	玉穂中央児童館	利用人数	延べ利用人数	2,802	1,892	1,220	454	450	607
2	玉穂北部児童館	利用人数	延べ利用人数	7,192	5,796	4,221	3,350	811	368
3	玉穂西部児童館	利用人数	延べ利用人数	1,388	1,011	745	1,003	712	299
4	田富中央児童館	利用人数	延べ利用人数	3,770	4,811	6,751	5,005	92	45
5	田富わんぱく児童館	利用人数	延べ利用人数	9,328	7,841	6,586	6,708	2,021	2,456
6	田富ひばり児童館	利用人数	延べ利用人数	10,027	8,779	6,870	3,341	2,246	2,263
7	田富杉の子児童館	利用人数	延べ利用人数	3,734	2,717	2,061	2,084	143	
8	田富すみれ児童館	利用人数	延べ利用人数	846	741	628	567	218	490
9	豊富児童館	利用人数	延べ利用人数	6,399	6,375	5,717	4,572	1,105	1,470
10	豊富保健センター(児童クラブ)			児童館機能はなし					

※田富杉の子児童館：令和3年度は休業。

〈児童施設〉

放課後児童クラブ

番号	施設名称	指標	定義（基準日）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	玉穂中央児童館	登録者数	4月1日	71	82	81	74	86	102
2	玉穂北部児童館	登録者数	4月1日	14	14	17	29	34	29
3	玉穂西部児童館	登録者数	4月1日	70	94	112	108	117	119
4	田富中央児童館	登録者数	4月1日	100	106	105	110	112	118
5	田富わんぱく児童館			放課後児童クラブ機能はなし					
6	田富ひばり児童館			放課後児童クラブ機能はなし					
7	田富杉の子児童館	登録者数	4月1日	44	52	54	43	44	50
8	田富すみれ児童館	登録者数	4月1日	25	20	23	18	20	24
9	豊富児童館			放課後児童クラブ機能はなし					
10	豊富保健センター(児童クラブ)	登録者数	4月1日	68	54	61	65	55	54

〈高齢福祉施設〉

番号	施設名称	指標	定義	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	田富福祉公園コミュニティセンター	利用人数	延べ利用人数	58,260	57,860	54,780	45,337	10,111	11,267
2	豊富健康福祉センター	利用人数	延べ利用人数	30,035	31,836	28,654	28,480	3,898	4,000
3	大鳥居ふれあいプラザ	利用人数	延べ利用人数		997	1,061	786	588	258

※大鳥居ふれあいプラザ：平成28年度利用記録なし。

〈保健施設〉

番号	施設名称	指標	定義	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	玉穂勤労健康管理センター	利用人数	延べ利用人数	4,749	4,845	4,645	4,453	3,318	3,679

〈公営住宅〉

番号	施設名称	指標	定義（基準日）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	釜無団地	入居世帯数	4月1日	16	14	13	13	12	12
2	久保団地	入居世帯数	4月1日	45	49	50	52	51	50
3	山王団地	入居世帯数	4月1日	25	24	24	23	23	23
4	下田保団地	入居世帯数	4月1日	12	12	12	11	10	10
5	神明団地	入居世帯数	4月1日	16	16	16	16	16	16
6	飛石団地	入居世帯数	4月1日	33	33	32	30	30	27
7	布施北団地	入居世帯数	4月1日	8	8	8	7	6	5
8	布施団地	入居世帯数	4月1日	16	16	16	16	16	15
9	町之田団地	入居世帯数	4月1日	25	24	21	20	20	18
10	山宮団地	入居世帯数	4月1日	12	13	14	14	14	14

〈その他施設〉

番号	施設名称	指標	定義	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	陶芸作業所	利用人数	延べ利用人数	400	400	400	340	0	270
2	中央市・昭和町教育支援センター(にじいろ教室)	利用人数	在籍数					19	23

※中央市・昭和町教育支援センター(にじいろ教室)は令和2年度から供用開始。

利用状況対象外施設

- ・ 市民の利用を想定していない施設（貸付施設、未利用施設等）
- ・ 特定の目的のみで使用されている施設（消防施設、インフラ施設等）
- ・ 利用状況の集計が困難な施設（公園等）

中央市公共施設等総合管理計画

【改訂版】

平成 28 年 10 月策定

令和 5 年 3 月改訂

発行：中央市

編集：管財課

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原 301 番地 1

TEL 055-274-1111(代表)

URL <https://www.city.chuo.yamanashi.jp>